

# 林道・治山請負工事検査実施細則

令和5年4月

関東森林管理局

# 林道・治山請負工事検査実施細則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この林道・治山請負工事検査実施細則（以下「実施細則」という。）は、国有林野事業請負工事監督、検査実施要領の制定について（昭和49年4月8日付け49林野経第157号、以下「実施要領」という。）第29条の規定に基づき、関東森林管理局管内における請負契約による林道請負工事並びに治山請負工事（以下「林道・治山工事」という。）の検査に関する細則を定めることにより、検査職員の適正かつ厳正な検査業務の遂行を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 林道・治山工事の検査業務は、他関係法令、国有林野事業工事請負契約約款（平成7年11月28日付け7林野管第161号。以下「契約約款」という。）及び実施要領に定めるもののほか、この実施細則によって行わなければならない。

## 第2章 検査

### (検査の準備)

第3条 検査にあたっては、総括的に工事の実行経過を把握するために、次の事項について調査しなければならない。

- (1) 契約書、契約約款、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）等の内容
- (2) 実施要領第7条に定める監督職員の指示及び承諾事項
- (3) 着工及び完成の年月日（工期延長の有無及びその内容を含む）
- (4) 工事中における設計変更の有無及びその内容
- (5) 工事中における災害の有無及び被害状況並びにその措置、補償等の内容
- (6) 監督職員の立会状況及び検査並びに確認等の状況
- (7) 施工管理の状況及び安全管理指導の状況
- (8) 指定部分完了検査を実施している場合は、その検査結果等
- (9) その他必要な事項

### (証拠図書類の確認)

第4条 検査にあたっては、実施要領第20条から第23条に定める証拠図書の作成整備状況を確認しなければならない。

(検査の方法)

第5条 検査は、契約書、契約約款、設計図書及び証拠図書類に基づいて、別表-1「林道工事検査基準」別表-2「治山工事検査基準」により当該契約の内容に適合しているかどうかを確認しなければならない。

明視できる部分については、実測により確認し、明視できない部分については、工事記録及び工事写真等により確認するが、必要に応じて掘起し検査又は破壊検査等を行い確認しなければならない。

2 検査における実測は次により行うものとする。

(1) 角度（方向）測定は、トータルステーション、トランシット、簡易トランシットを用いて実測するが、必要に応じてポケットコンパスを用いて実測することができる。

(2) 計画高等の水準測定は、レベル又はこれと同等の性能を有する器具を用いて実測する。

(3) 工作物等の出来高寸法測定は、スチールテープ等の伸縮の少ないテープを用いて実測する。ただし、切取り法長等でテープによる測定が困難な場合は、スタッフ・測竿・ポール又はトータルステーション等を用いることができる。

(4) 法勾配測定は、勾配計又はこれと同等以上の器具を用いて実測する。

(5) コンクリート表面強度測定は、テストハンマー（N型、NR型）を用いて実測する。

(6) 鋼材寸法測定は、ノギスを用いて実測する。

(7) ボーリング暗渠等の掘進長は、検尺ロッド等を用いて実測する。

(8) その他工種については、必要に応じて目的に適合する器具を用いる。

3 検査職員は、検査の過程及び内容を明らかにするため、写真等を整備しておかなければならない。

4 林道・治山請負工事検査基準にない項目については、類似工種の検査基準又は林道工事の施工管理基準、治山工事の出来形管理基準を準用することができる。

5 ICT活用工事における検査は、森林整備保全事業 ICT活用工事試行実施要領等について（令和4年3月8日付け3林整計第754号林野庁計画課長通知）に記載の各工種の検査要領に基づく（準拠する）ものとする。

### 第3章 検査の要点

(各工種の検査)

第6条 各工種について、林道・治山請負工事監督実施細則による確認事項に留意し検査しなければならない。

## 第4章 検査結果の措置及び報告

(設計図書等と出来形の不一致)

第7条 工事の検査の結果、契約書、契約約款及び設計図書等と出来形とに不一致を認められた場合は、次により措置しなければならない。

- (1) 設計図書等と出来形の不一致が、実施細則第5条別表-1「林道工事検査基準」、別表-2「治山工事検査基準」の許容限度以上の数量増で、目的達成上支障がないと認められるときは合格として取扱い、受注者の責に帰すべきと認められるものは支払の対象とならないものとして処理し、出来形数量を確認のうえ支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「支出負担行為担当官等」という。）に報告しなければならない。
- (2) 設計図書等と出来形の不一致が、実施細則第5条別表-1「林道工事検査基準」、別表-2「治山工事検査基準」の許容限度以上で、目的達成上支障があると認められるときは不合格として、補修又は改造その他必要と認める措置についての意見を付して別紙様式検第3号の「検査不合格報告書」により支出負担行為担当官等に報告しなければならない。ただし、その内容が軽微なものについては、直ちに検査職員が手直しを命じその旨を支出負担行為担当官等に報告するものとする。

(検査報告)

第8条 工事の検査を完了したときは、次の事項について検査報告書を作成しなければならない。

- (1) 検査工種、検査箇所及び検査の方法
- (2) 証拠図書類及び工事写真によって認定した工種
- (3) 検査結果の認定
- (4) 検査写真

2 検査報告書の様式は次のとおりとする。

- (1) 林道・治山工事完成検査報告書（別紙様式検第1号）
- (2) 林道・治山工事完成検査野帳（別紙様式検第2号）
- (3) 検査不合格報告書（別紙様式検第3号）
- (4) 検査写真

3 指定部分完了検査及び既済部分検査についても前2項に準じて検査報告書を作成するものとする。

(修補又は改造)

第9条 検査の結果（実施細則第7条第2号のただし書きを除く。）修補又は改造の必要を認めたときは、所定の手続きを経て、別紙様式検第4号及び検第5号をもって修補又は改造の措置をとらなければならない。

（検査合格通知）

第10条 検査の結果、合格と認めたときは、所定の手続きを経て、別紙様式検第6号の検査合格通知書をもって通知しなければならない。

## 第5章 雑則

第11条 海岸防災林造成、なだれ防止林造成、森林整備等及び建築等は、この実施細則によるほか、造林及び営繕の検査実施細則を準用する。

## 〇〇工事完成検査報告書

工 事 名	〇〇工事			
施 工 場 所	〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇字〇〇国有林〇〇林小班			
受 注 者 住 所 氏 名				
請 負 金 額	¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円			
工 事 期 間	自：           年    月    日		工期延長                   日	
	至：           年    月    日   〇〇〇日間			
完 成 年 月 日	年    月    日			
検 査 年 月 日	年    月    日			
監 督 職 員			立 会 職 員	
現 場 代 理 人			主 任 技 術 者	
工 種	数 量	検査の方法及び結果	認 定	摘 要
		別紙野帳のとおり	合・否	
			合・否	
契約、実行関係図書資料の 記録整備その他気づいた点				

上記のとおり工事完成検査の結果を報告します。

年    月    日

分任支出負担行為担当官  
 〇〇森林管理署長 〇〇〇〇 殿

検査職員 農林水産〇官 〇〇〇〇

様式検第2号

(治山・林道) 工事完成検査野帳

年度

---

工事名

---

「 検 査 職 員 」

農林水産(技・事)官

(注): 当該検査野帳様式を標準とするが、必要に応じて適宜必要項目等を修正のうえ使用することができる。

様式検第2号  
(2-1)

## 工 事 完 成 検 査 野 帳

コンクリートダム(本ダム、副ダム、側壁、水叩き)及びその他コンクリート構造物に適用

工 事 名								
工 種 名								
検査の区分	検査事項	記 事				判定		
I	計画検査	位置・計画高	別紙計画高等検測野帳のとおり。					
II	形量検査	1 出来形寸法	別紙形量検測野帳のとおり。					
		2 不明視部分						
III	品質検査	1 材 料						
		2 外 見	① 砂ボロ					
			② 豆板					
			③ 侵食					
			④ 凍結					
			⑤ クラック					
			⑥ エフロレッセンス					
			⑦ 打継目					
		3 養生						
		4 表面強度	別紙表面強度検査測定野帳のとおり。					
		5 圧縮強度	別紙圧縮強度検査野帳のとおり。					
		6 反響音						
		7 破壊検査						
		8 注水検査	No.	測定箇所	角度(°)	孔深(m)	減水深(cm)	
1								
2								
3								
4								
5								
IV	その他の検査	1 材料採取地の状況						
		2 施工状況						
		3 上流側の堆砂状況						

(注) 1. 該当項目のみ記入する。      2. 判定欄は○×を記入する。

様式検第2号  
(2-2)

## 工 事 完 成 検 査 野 帳

鋼製枠等構造物、鋼製ダム、鉄筋コンクリート枠構造物、落石・なだれ防止柵工に適用

工 事 名						
工 種 名						
検査の区分	検査事項	記 事			判定	
I	計 画 検 査	位 置 ・ 計 画 高	別紙計画高等検測野帳のとおり。			
II	形 量 検 査	1	出 来 形 寸 法	別紙形量検測野帳のとおり。		
		2	不 明 視 部 分			
III	品 質 検 査	材 料	鋼製枠部材	材質・規格		
			スリット部材	"		
			バットレス部材	"		
			鉄筋コンクリート枠部材	"		
			組立ボルト	"		
			中 詰 石	"		
			吸出防止材	"		
IV	その他の検査	施 工 状 況	材料採取地の状況			
			組 立 状 況			
			ボルト締付状況			
			中詰充填状況			
			間詰施工状況			
			埋戻し状況			
			基礎部施工状況			
			跡片付け状況			
			その他施工技術全般			
V	コンクリート部の検査は、様式検第2号(2-1)を準用する。					

(注) 1. 該当項目のみ記入する。      2. 判定欄は○×を記入する。





## 工 事 完 成 検 査 野 帳

積(張)石構造物、水路工及び暗渠工等、鉄線籠等構造物、木製構造物に適用

工 事 名					
工 種 名					
検査の区分	検査事項	記 事	判定		
I	計 画 検 査	位置・計画高	別紙計画高及び形量検測野帳のとおり。		
II	形 量 検 査	1 出来形寸法	別紙計画高及び形量検測野帳のとおり。		
		2 不明視部分			
III	品 質 検 査	材料	積・張用石材	材質・規格	
			コンクリートブロック	"	
			U字側溝	"	
			鉄線籠	"	
			中詰石	"	
			木材	"	
			胴・裏コンクリート	"	
			裏込礫	"	
			その他材料	"	
IV	その他の検査	施工状況	材料採取地の状況		
			積み方		
			合端の状況		
			天端の仕上げ状況		
			水抜きパイプ設置状況		
			縁切りの設置状況		
			鉄線の緊結状況		
			ガスガイの打込み状況		
			杭の設置間隔状況		
			間詰の施工状況		
			埋戻しの状況		
			跡片付け状況		
			その他施工技術全般		
V	コンクリート構造部が有る場合の検査は、様式検第2号(2-1)を準用する。				

(注) 1. 該当項目のみ記入する。      2. 判定欄は○×を記入する。



## 工 事 完 成 検 査 野 帳

植生袋筋工等、植生等の工種、法枠工、吹付工、航空実播工、植栽工に適用

工 事 名						
工 種 名						
検 査 の 区 分		検 査 事 項		記 事		判 定
I	形 量 検 査	1	出来形寸法	別紙形量検測野帳のとおり。		
		2	不明視部分			
II	品 質 検 査	材 料	植生袋・土のう等緑化資材	材質・規格		
			丸太筋工等の木材	"		
			伏工等の資材	"		
			吹付緑化資材	"		
			モルタル等資材	"		
			種子・肥料・養生材等資材	"		
			植栽木	"		
			その他資材	"		
		外 見	発芽・生育・活着状況			
			クラック等の状況			
III	その他の検査	施 工 状 況	材料採取地の状況			
			階段の切付状況			
			筋間及び地山密着状況			
			鉄線の緊結状況			
			杭の打込み状況			
			金網又はネットの張付状況			
			端部・法肩等の仕上げ状況			
			実播量及び均一性等の状況			
			山腹斜面の散布後の仕上げ状況			
			苗木の間隔及び配列状況			
			植穴の径及び深さ			
			苗木と基肥との間隔及び踏固状況			
			跡片付け状況			
その他施工技術全般						

(注) 1. 該当項目のみ記入する。 2. 判定欄は○×を記入する。



## 工 事 完 成 検 査 野 帳

集排水ボーリング、集水井工、排水トンネル工、アンカー工、杭工に適用

工 事 名						
工 種 名						
検 査 の 区 分		検 査 事 項		記 事		判 定
I	計 画 検 査	位置・計画高		別紙計画高等検測野帳のとおり。		
II	形 量 検 査	1	出来形寸法	別紙形量検測野帳のとおり。		
		2	不明視部分			
III	品 質 検 査	材 料	ボーリング工 各使用材料	材質・規格		
			集水井工 各使用材料	"		
			トンネル工 各使用材料	"		
			アンカー工 各使用材料	"		
			杭工使用材 料	"		
			その他材料	"		
		施 工 状 況	集水管取り 付け状況			
			集排水及び 流末処理等			
			基礎部突き 固め状況			
			各部材の取 付間隔、位置			
			各部材の 締付け状況			
			支保工 建込状況			
			受圧板 設置状況			
			各種試験結 果の状況			
			杭の配列及 びグラウト状			
			埋戻し 整地の状況			
			跡片付け状 況			
その他施工技 術全般						
V	コンクリート部の検査は、様式検第2号(2-1)を準用する。					

(注) 1. 該当項目のみ記入する。      2. 判定欄は○×を記入する。







様式検第2号  
(2-13)

## 工 事 完 成 検 査 野 帳

その他構造物及び工種に適用

工 事 名						
工 種 名						
検 査 の 区 分		検 査 事 項		記 事		判 定
I	計 画 検 査	位 置 ・ 計 画 高		別紙計画高及び形量検測野帳のとおり。		
II	形 量 検 査	1	出 来 形 寸 法	別紙計画高及び形量検測野帳のとおり。		
		2	不 明 視 部 分			
III	品 質 検 査	材 料		材 質 ・ 規 格		
				"		
				"		
				"		
				"		
				"		
		施 工 状 況				
V	コンクリート部の検査は、様式検第2号(2-1)を準用する。					

(注) 1. 検査事項を適宜記入し使用する。      2. 判定欄は○×を記入する。



様式検第2号  
(2-15)

### 表面強度検査測定野帳(シュミットテストハンマー)

工 種 名																					計	平均	反発度 (R)	補正値 (ΔR)	反発度 (Ro)	推定強度 (F)	材令 (日)	σ28 強度換算	σ28 強度 (N/mm <sup>2</sup> )	判定
No.	反 発 度																													
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳											
1																														
2																														
3																														
4																														
5																														
6																														
7																														
8																														
9																														
10																														
総平均=Σσ28強度/N箇所																														
摘要																														

推定強度(F)及び反発度(Ro)は次式による。  $F=(-184+13*Ro)*0.0980665$   $Ro=R+ΔR$  ((別表-2)の2「強度判定」による。)

反発度(R)は(別表-2)の3「反発度と圧縮強度表」による。

σ28強度換算係数は(別表-2)の4「28日強度換算表(シュミットテストハンマー)」による。

様式検第2号

(2-16)

### 圧縮強度検査(レディミクストコンクリート・現場打コンクリート)

工 種 名														
試験日	回数N	測定値σ <sub>28</sub>			計 ΣX	平均値 ρ ①	設計基準強度(N/mm <sup>2</sup> )		総平均値 Λ=Σρ/N ④=Σ①/N	係数 κ=Λ/σ <sub>ck</sub> ⑤=④/②	変動係数 C.V.(%) 算出表	判定		合否
		・	・	・			σ <sub>ck</sub>	0.7*σ <sub>ck</sub>				ρ>0.7σ <sub>ck</sub>	κ>(k)	
							②	③=0.7*②				①の最低値>③	⑤>(k)	
	1													
	2													
	3													
	4													
	5													
	6													
	7													
	8													
	9													
	10													
	11													
	12													
	13													
	14													
	15													
計	9													

1 合格判定係数(k)=(1-1.282(C.V/100√N))/(1-(C.V/100)) ※小数第3位四捨五入2位止めとする。

2 測定値σ<sub>28</sub>については、レディミクストコンクリートは生コンクリート工場の、現場打コンクリートは受注者の「コンクリート強度試験報告書」による値とする。

変動係数(C.V)算出表

回数N	$\rho$	$\wedge$	$(\rho-\wedge)$	$(\rho-\wedge)^2$	備考
1					C.V= $\sigma / \wedge * 100$
2					
3					$\sigma = \sqrt{(\sum (\rho - \wedge)^2 / (N - 1))}$
4					
5					
6					C.V=     /     *100=     ≒     %
7					
8					$\sigma = \sqrt{((     ) / (     - 1))} =$
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
計					変動係数(C.V):     %

1  $\rho$ は別紙「圧縮強度検査」①に同じ。

2  $\wedge$ は別紙「圧縮強度検査」④に同じ。

<作成例>

### 圧縮強度検査(レディミクストコンクリート・現場打コンクリート)

工 種 名														
試験日	回数N	測定値σ <sub>28</sub>			計 ΣX	平均値 ρ ①	設計基準強度(N/mm <sup>2</sup> )		総平均値 Λ=Σρ/N ④=Σ①/N	係数 κ=Λ/σ <sub>ck</sub> ⑤=④/②	変動係数 C.V(%) 算出表	判定		合否
		・	・	・			σ <sub>ck</sub>	0.7*σ <sub>ck</sub>				ρ>0.7σ <sub>ck</sub>	κ>(k)	
							②	③=0.7*②				①の最低値>③	⑤>(k)	
7月18日	1	24.1	24.3	24.5	72.9	24.3								
7月22日	2	24.7	24.4	24.4	73.5	24.5								
8月4日	3	23.9	23.2	24.1	71.2	23.7								
8月5日	4	22.4	22.9	22.2	67.5	22.5								
8月20日	5	21.8	21.1	21.9	64.8	21.6								
8月22日	6	22.7	22.8	23.5	69.0	23.0								
9月5日	7	22.2	22.0	23.0	67.2	22.4								
9月8日	8	23.5	22.5	22.4	68.4	22.8								
9月27日	9	23.0	24.2	24.4	71.6	23.9								
	10													
	11													
	12													
	13													
	14													
	15													
計	9					208.7	18	12.6	23.2	1.29	4.2	21.6>12.6	1.29>1.03	合格

1 合格判定係数(k)=(1-1.282(C.V/100√N))/(1-(C.V/100)) ※小数第3位四捨五入2位止めとする。

2 測定値σ<sub>28</sub>については、レディミクストコンクリートは生コンクリート工場の、現場打コンクリートは受注者の「コンクリート強度試験報告書」による値とする。

<作成例>

### 変動係数(C.V)算出表

回数N	$\rho$	$\wedge$	$(\rho - \wedge)$	$(\rho - \wedge)^2$	備考
1	24.3	23.2	1.1	1.21	C.V = $\sigma / \wedge * 100$
2	24.5	23.2	1.3	1.69	
3	23.7	23.2	0.5	0.25	$\sigma = \sqrt{(\sum (\rho - \wedge)^2 / (N - 1))}$
4	22.5	23.2	-0.7	0.49	
5	21.6	23.2	-1.6	2.56	C.V = $0.97 / 23.2 * 100 = 4.18 \approx 4.2\%$
6	23.0	23.2	-0.2	0.04	
7	22.4	23.2	-0.8	0.64	$\sigma = \sqrt{(7.53) / (9 - 1)} = 0.97$
8	22.8	23.2	-0.4	0.16	
9	23.9	23.2	0.7	0.49	
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
計				7.53	変動係数(C.V): 4. 2%

1  $\rho$ は別紙「圧縮強度検査」①に同じ。

2  $\wedge$ は別紙「圧縮強度検査」④に同じ。

## 中 心 線 検 査 野 帳

IP 測点	区分	IP間 距離	I. A	T. L		S. L	測点の寄り			測点間距離			合格 不合格
				B. C	R. C		No.	No.	No.	No.	No.	No.	
	設計												
	検査												
	差												
	摘要												
	設計												
	検査												
	差												
	摘要												
	設計												
	検査												
	差												
	摘要												

(注) 検査結果を図面に記入した場合は、本野帳は省略することが出来る。



# 切土盛土工検査野帳

工事名	
-----	--

検査の箇所基準: 工事延長100mごとに1箇所以上												
(単位: 法勾配は分、距離はcm)												
測点番号												
検査項目	設計値	実測値	差	判定	設計値	実測値	差	判定	設計値	実測値	差	判定
幅員 ( B )												
右側のり面	小段(b)											
	のり長(SL)											
	のり勾配(i)											
左側のり面	小段(b)											
	のり長(SL)											
	のり勾配(i)											
路面の仕上げ状況												
のり面の仕上げ状況												
土質判定												
盛土材料												
摘要												

\*判定基準: 位置は指定箇所である場合は合格。  
 測点間の距離は、±10cm以内、中心線の寄りは±10cm以内を合格。  
 幅は-10~+20cm、小段は±10cm以内、のり長4m未満の時は±20cm以内、のり長4m以上の時は±5%以内、のり勾配は±0.5分以内を合格。  
 のり面仕上げ状況は、凸凹・湾曲の程度、浮き石等仕上げの状態を確認し、適切と認められる場合を合格。  
 路面の仕上げ状況は、凸凹の程度、根株・転石既岩の露出、切過ぎの場合の埋め戻し状態を確認し、通り、するつけ等なじみ良く不都合がない場合。  
 土質判定は妥当と認められる場合を合格。  
 (注)のり面の検査では、のり長をのり勾配又は土質区分の変化毎にのり頭、のり尻まで測定し、小段の有無等により検査項目を適宜追加して記入する。

## 残 土 処 理 現 場 検 査 野 帳

工 事 名	
-------	--

検査の箇所基準: 全測点の10%以上。位置は全箇所を対象とする。							
残土処理現場箇所名							
位置							
測点番号		距離(～測点 )			中心線の寄り		
		設計値	実測値	差	設計値	実測値	差
検査項目		設計値		実測値		差	判定
残土処理場の幅(B)							
のり面の状況	小段(b)						
	のり長(S <sub>0</sub> )						
	のり勾配(i)						
天端面の(路面)の仕上げ状況							
摘 要							

\*判定基準: 位置は指定箇所である場合は合格。

測点間の距離は±10cm～+20cm以内、中心線の寄りは±10cm以内を合格  
幅は-10～+20cm以内、小段は±10cm以内、のり長4m未満の時は±20cm以内、  
のり長4m以上の時は±5%以内、のり勾配は±0.5分以内を合格。

のり面仕上げ状況は、凸凹・湾曲の程度、締め固め、のり尻処理、取り付け部分の  
処理の状態を確認し、適切を認められる場合を合格。

天端面(路面)の仕上げ状況は、凸凹の程度、転石類の露出、肩下がりが、道肩の通り  
等仕上げ状態を確認し、通り、すりつけ等なじみ良く不都合が内場合を合格。

(注)のり面の検査では、のり長をのり勾配又は土質区分を変化点毎にのり頭、のり尻  
まで測定し、小段の有無等により検査項目を適宜追加して記入する。

様式検第2号

(2-22)

## 植 生 工 ( 土 羽 工 ) 検 査 野 帳

工事名	
-----	--

種 類								
測 点								
形 量	施工面積							
	(出来形図面により検査した場合は省略できる。)							
品 質	生育面積	設計(a)	検査(b)	設計(a)	検査(b)	設計(a)	検査(b)	
	植被率	(b)/(a)		(b)/(a)		(b)/(a)		
外 観	植 生 及 び 仕 上 げ 状 況							
	合格・不合格							
種 類								
測 点								
形 量	施工面積							
	(出来形図面により検査した場合は省略できる。)							
品 質	生育面積	設計(a)	検査(b)	設計(a)	検査(b)	設計(a)	検査(b)	
	植被率	(b)/(a)		(b)/(a)		(b)/(a)		
外 観	植 生 及 び 仕 上 げ 状 況							
	合格・不合格							

## モルタル吹付工・法枠工検査野帳

工 事 名	
-------	--

	種 類				
	測 点				
形 量	施工面積				
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     出来形図面により検査した場合は省略できる                 </div>				
	厚 さ	設計(a)	検査(b)	設計(a)	検査(b)
		(b)/(a)		(b)/(a)	
品 質	使用材量				
	ク ラ ッ ク				
	エフロレッセンス				
	凍 害				
	打 継 目				
施 工 状 況	法 面 整 理				
	金網の張り付け				
	アンカーの打込み				
	排 水 の 処 理				
	伸 縮 継 目				
	端 部 処 理				
	そ の 他				
合格・不合格					

## 特殊モルタル吹付工検査野帳

工 事 名	
-------	--

種 類							
測 点							
形 量	施工面積						
	施 工 面 積 (出来形図面に より検査した場 合は省略できる)						
	厚 さ	設計(a)	検査(b)	設計(a)	検査(b)	設計(a)	検査(b)
		(b)/(a)		(b)/(a)		(b)/(a)	
品 質	使用材量						
	ク ラ ッ ク						
	凍 害						
施 工 状 況	法 面 整 理						
	植物繊維マットの張 り 付 け						
	アンカーの打込み						
	排 水 の 処 理						
	伸 縮 継 目						
	端 部 処 理						
	養 生 仕 上 げ						
	そ の 他						
合格・不合格							

## コンクリートブロックよう壁等検査野帳

工 事 名	
-------	--

種 類					
測 点					
形 量	施 工 面 積 (出来形図面に より検査した場 合は省略でき る)	延長			
		各区间長			
		法長			
	/	設計(a)	検査(b)	設計(a)	検査(b)
	堀 勾 配				
	天 端 幅				
品 質	胴、裏コンクリート				
	基礎コンクリート				
	裏 込 礫				
	そ の 他				
外 観	積 み 方				
	天 端 ・ 合 端				
	埋戻し・後片付け				
	す り つ け				
	と お り				
	水 抜 孔				
	伸 縮 継 目				
	そ の 他				
合格・不合格					

## かごよう壁等検査野帳

工 事 名	
-------	--

種 類							
測 点							
形 量	施 工 面 積 出 来 形 図 面 に よ り 検 査 し た 場 合 は 省 略 で き る	区 間 長  法 長		区 間 長  法 長			
規 格		設計	検査	差	設計	検査	差
	長 さ						
	高 さ						
	鉄 線						
	網 目						
施 工 状 況	詰 石						
	緊 結 状 況、と お り、 間 詰、後 片 付 け、そ の 他						
合格・不合格							

## 落石防止網検査野帳

工 事 名	
-------	--

種 類			
測 点			
形 量	施工面積 (出来形図面により 検査した場合は 省略できる)	区間長 法長	区間長 法長
	合格・不合格		
規 格	金 網	設計	検査 差
	ロ ー プ		
	ア ン カ ー		
施 工 状 況	ク リ ッ プ		
	接 合 コ イ ル		
	そ の 他		
合格・不合格			
種 類			
測 点			
形 量	施工面積 (出来形図面により 検査した場合は 省略できる)	区間長 法長	区間長 法長
	合格・不合格		
規 格	金 網	設計	検査 差
	ロ ー プ		
	ア ン カ ー		
施 工 状 況	ク リ ッ プ		
	接 合 コ イ ル		
	そ の 他		
合格・不合格			

## 路盤工(表層工)検査野帳

工 事 名	
-------	--

測点	区分	形 量		品質規格				合格・不 合格
		敷幅	平均敷厚	摘要	異物等の 混入割合	最大径	粒度	
	設計							
	検査							
	差							
	設計							
	検査							
	差							
	設計							
	検査							
	差							
	設計							
	検査							
	差							
	設計							
	検査							
	差							
	設計							
	検査							
	差							
	設計							
	検査							
	差							

様式検第2号  
(2-29)

# 溝渠工(ヒューム管・ボックスカルバート・コルゲートP)検査野 帳

工 事 名	
-------	--

種 類							
測 点							
区 分		設計	検査	差	設計	検査	差
形 量	延 長						
規 格	内径(内のり、幅)						
	高 さ						
	板 厚						
施 工 状 況	た わ み						
	流 路 の 整 理						
	呑 口 ・ 吐 口						
	潜 流						
	伏 設 方 向						
	そ の 他						
合格・不合格							

## コンクリート工検査野帳

工 事 名	
-------	--

種 類				
測 点				
形 量	寸 法	出来形図面等により 検査した場合は 省略できる		
	法 勾 配			
品 質	テ ス ト ハ ン マ ー に よ る 反 発 度 測 定	テストハンマー 反発度		
		平 均 指 数		
		$\sigma_{ck}$		
		設計基準強度		
		$\sigma_{ck} \geq \text{設計基準強度} \times 0.8$		
	外 観	豆板・砂ボロ・エフロ レッセンス・凍害・伸 縮目地・面取・水 抜・養生・その他		
		打 音	金属音・濁音	金属音・濁音
		注 水 検 査		
		破 壊 検 査		
	施 工 状 況	埋め戻し・後片付け		
す り つ け				
と お り				
合 格 ・ 不 合 格				

## 橋梁工検査野帳

工 事 名	
-------	--

種 類								
測 点								
区 分		設 計	検 査	差	設 計	検 査	差	
形 量	橋 長							
	床 版 長							
	全 幅							
	有 効 幅 員							
	地 覆	幅						
		高 さ						
	床 版 厚							
	そ り							
コ ン ク リ ー ト		(コンクリート工検査野帳を準用する)						
高 欄	種 類							
	寸 法							
排 水 管	種 類							
	寸 法							
伸 縮 継 手	型 式							
	寸 法							
支 承	型 式							
	寸 法							
施 工 状 況	舗装面平坦性クラックの有無 とおり その他							
合 格 ・ 不 合 格								

(注) 検査内容を設計図面に記入した場合は、本野帳を省略できる。

## 塗装工検査野帳

工 事 名	
-------	--

種 類							
測 点							
区 分		設 計	検 査	差	設 計	検 査	差
形 量	塗膜厚						
	量						
規 格	色						
	塗装の種類						
施 工 状 況	気泡むら						
	塗り残し						
	その他						
合格・不合格							
種 類							
測 点							
区 分		設 計	検 査	差	設 計	検 査	差
形 量	塗膜厚						
	量						
規 格	色						
	塗装の種類						
施 工 状 況	気泡むら						
	塗り残し						
	その他						
合格・不合格							

## その他の検査野帳

工 事 名	
-------	--

種 類							
測 点							
形 量							
規 格							
施 工 状 況							
合格・不合格							
種 類							
測 点							
形 量							
規 格							
施 工 状 況							
合格・不合格							

## 除草工検査野帳

検査項目	施工箇所	林道名					
		区 域	m~	m			
施工区域	適				不適		
刈幅	測点	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	平均
	設計値						
	検査値						
仕上げ状況							
判定							
検査項目	施工箇所	林道名					
		区 域	m~	m			
施工区域	適				不適		
刈幅	測点	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	平均
	設計値						
	検査値						
仕上げ状況							
判定							
検査項目	施工箇所	林道名					
		区 域	m~	m			
施工区域	適				不適		
刈幅	測点	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	平均
	設計値						
	検査値						
仕上げ状況							
判定							

検査不合格報告書

契約年月日	年 月 日
場 所	〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇字〇〇国有林〇〇林小班
工 事 名 数 量 等	〇〇工事
完成，納品等 期 限	年 月 日
請負者又は納人 住 所 ・ 氏 名	
請負金又は代金	¥
検査立会者氏名	
検査不合格の 理 由 ， 意 見	

上記につき 年 月 日検査したところ不合格につき報告します。

年 月 日

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 殿

検査職員 農林水産〇官 〇〇〇〇

年 月 日

受注者 殿

分任支出負担行為担当官

〇〇 森林管理署長

〇〇工事実行について

この工事について完成検査を実施したところ合格と認められないので契約約款第31条2項により通知します。

なお、下記により修補（改造）をされたく指示するので速やかに請書を提出されたい。

記

- 1 修補（改造）の箇所「添付図書参照」
- 2     "         の理由
- 3     "         の方法
- 4     "         の期間
- 5 修補（改造）が終了したときは、修補（改造）の経過を示す記録及び写真を添付し契約約款第31条6項により完了の報告を行うこと。
- 6 上記指示以外は、すべて設計図書の定めるところによる。

様式検第5号



請 書

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 工 期                   年    月    日から  
                                  年    月    日まで
- 4 修補（改造）する工種及び種別の内容
- 5 修補（改造）の期間  
                                  年    月    日から  
                                  年    月    日まで

年 月 日付けをもって指示のあった修補（改造）については、下記条件を承諾のうえお請けします。

記

- 1 修補（改造）が終了したときは、修補（改造）の経過を示す記録及び写真を完了報告に添付し提出します。
- 2 修補（改造）にあたっては、すべて設計図書の定めにより行います。

年 月 日

分任支出負担行為担当官

〇〇 森林管理署長 殿

受 注 者

## 検査合格通知書

契 約 年 月 日	年 月 日
場 所	〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇字〇〇国有林〇〇林小班
工 事 名 数 量 等	〇〇工事
完 成 期 限	年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
請 負 金 額	¥
検 査 職 員	農林水産〇官 〇〇〇〇
附 記 事 項	

上記について 年 月 日検査したところ契約のとおり完成したことを  
認めたので通知します。

年 月 日

受注者

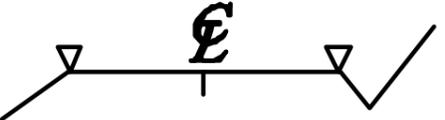
殿

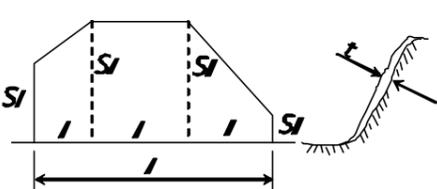
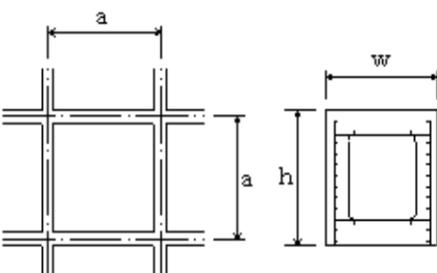
分任支出負担行為担当官

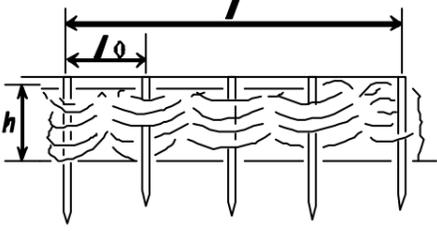
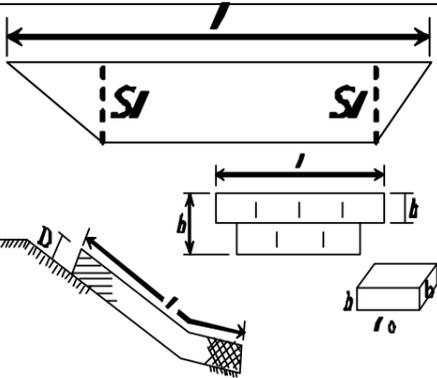
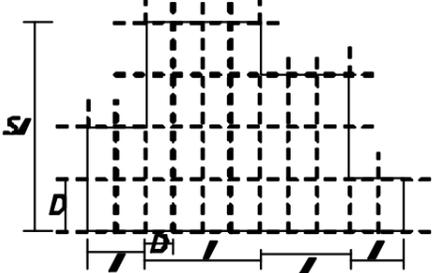
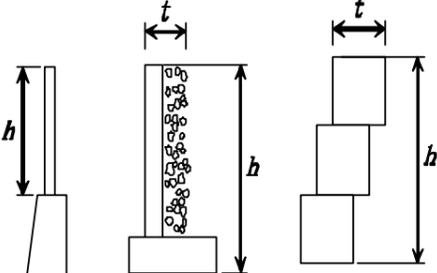
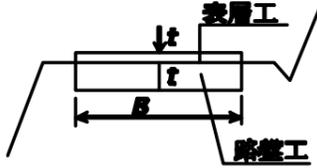
〇〇森林管理署長 〇〇〇〇

(別表-1)

## 林道工事検査基準

区分	工種	項目	検査箇所の基準	合格の基準	摘要	測定箇所等	
路線・縦断	中心線	I. Pの位置	全I. Pの10%以上	交角±30' 以内	コンパス等場合は±1° 以内		
		I. Pの距離(L)		L≤40m			±20cm以内
				L>40m			±0.5%以内
		TL・SLの距離	±10cm以内				
		測点間の距離	5箇所以上	±10cm以内			
中心線の寄り(e)	±10cm以内						
施工基面高	施工基面高	1箇所以上 (1箇所5測点以上)	±10cm以内	余盛は別途加味する。	 <p>特に指定しない限り中心線で測定する。</p>		
土工	切土	幅員(B)	工事延長100m毎に 1箇所以上	-10、+20cm以内		路面の仕上げ状況は、凸凹の程度、根株、転石基岩の露出、切過ぎの場合の埋戻しの状態を確認する。 のり長は、のり勾配又は土質区分の変化点毎に、のり頭、のり尻まで測定する。 仕上げ状況は、凸凹・湾曲の程度、浮石等仕上げの状態を確認する。	
		小段(b)		±10cm以内			
		のり長(Sℓ)		Sℓ<4m	±20cm以内		
				Sℓ≥4m	±5%以内		
		のり勾配(i)		±5厘以内			
		路面の仕上げ状況		通り、すりつけ等なじみよく、不都合がない場合			
		のり面の仕上げ状況		適切と認められる場合			
	土質判定	妥当と認められる場合					
	盛土	幅員(B)	工事延長100m毎に 1箇所以上	-10、+20cm以内		路面の仕上げ状況は、凸凹の程度、転石類の露出、肩下がり、道肩の通り等仕上げの状態を確認する。 仕上げ状況は、凸凹・湾曲の程度、締固め、法尻処理、取り付け部分の処理の状態を確認する。	
		小段(b)		±10cm以内			
		のり長(Sℓ)		Sℓ<4m	±20cm以内		
				Sℓ≥4m	±5%以内		
		のり勾配(i)		±5厘以内			
		路面の仕上げ状況		通り、すりつけ等なじみよく、不都合がない場合			
		のり面の仕上げ状況		適切と認められる場合			
	盛土材料	適切と認められる場合					
	土取場	位置	全測点の10%以上 位置は、全箇所	指定箇所である場合		路面の仕上げ状況は、凸凹の程度、根株、転石基岩の露出、切過ぎの場合の埋戻しの状態を確認する。 のり長は、のり勾配又は土質区分の変化点毎に、のり頭、のり尻まで測定する。 仕上げ状況は、凸凹・湾曲の程度、浮石等仕上げの状態を確認する。	
		測点間の距離		±10cm以内			
中心線の寄り(e)		±10cm以内					
幅(B)		-10、+20cm以内					
小段(b)		±10cm以内					
のり長(Sℓ)		Sℓ<4m		±20cm以内			
		Sℓ≥4m		±5%以内			
のり勾配(i)		±5厘以内					
路面の仕上げ状況		通り、すりつけ等なじみよく、不都合がない場合					
のり面の仕上げ状況		適切と認められる場合					
土質判定	妥当と認められる場合						

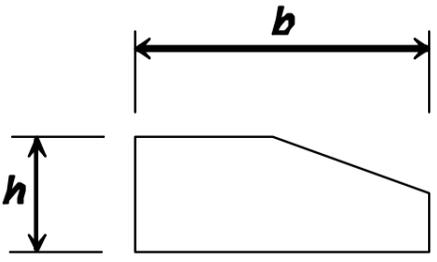
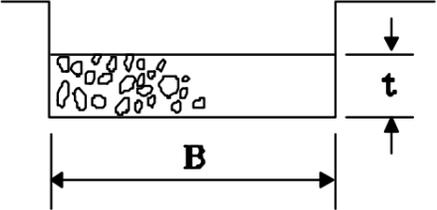
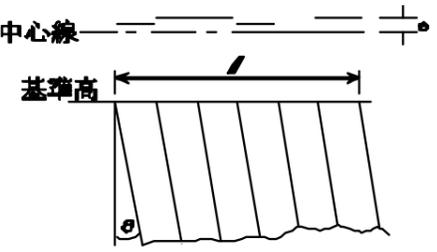
区分	工 種	項 目	検査箇所の基準	合格の基準	摘 要	測定箇所等
土 工	残土処理場	位置	全測点の10%以上 位置は、全箇所	指定箇所である場合	天端面（路面）の仕上げ状況は、 凸凹の程度、転石類の露出、肩下が り、道肩の通り等仕上げの状態を確 認する。 仕上げ状況は、凸凹・湾曲の程度、 締固め、法尻処理、取り付け部分の 処理の状態を確認する。	
		測点間の距離		±10cm以内		
		中心線の寄り（e）		±10cm以内		
		幅員（B）		-10、+20cm以内		
		小段（b）		±10cm以内		
		のり長（Sℓ）		Sℓ < 4 m    ±20cm以内 Sℓ ≥ 4 m    ±5%以内		
		のり勾配（i）		±5厘以内		
		天端面（路面）の仕上げ状況		通り、すりつけ等なじみよく、不都合がない場合		
		のり面の仕上げ状況		適切と認められる場合		
		法 面 工		植生工		
のり長（Sℓ）	Sℓ < 4 m    ±20cm以内 Sℓ ≥ 4 m    ±5%以内					
植被率	70%以上					
使用材料	仕様に適合する場合					
仕上げ状況	適切と認められる場合					
セメントモルタル、 コンクリート吹付工	区間長（ℓ）		施工面積の20%以上 厚さは、200m2毎に 1箇所(200m2未満は 2箇所とする)	-10cm以内	面積で管理する場合の規格値は- 0%以内とする。吹付面の凹凸が著 しい場合の最小吹付は、設計厚の5 0%以上とする。測定した厚さの平 均値は設計厚以上とする。	
	のり長（Sℓ）			-2%以内		
	厚さ（t）			t < 5 cm    -1cm以内 t ≥ 5 cm    -2cm以内		
	重さ（w）			-20%以内		
	使用材料			仕様に適合する場合		
法 面 工	法枠工 (現場打・現場吹付)	延長（L）	施工面積の20%以上	-10%以内	中詰の規格値は、-20%以内とし、 その平均値は、設計値以上とする。 枠内吹付の規格値は、植生工、セメ ントモルタル・コンクリート吹付工 を準用する。	
		のり長（Sℓ）		-2%以内		
		幅（w）		-3%以内		
		高さ（h）		-3%以内		
		吹付枠中心間隔（a）		±10%以内		
	中詰、枠内吹付	適切と認められる場合				
	使用材料	仕様に適合する場合				
	仕上げ状況	適切と認められる場合				
	法枠工 (プレキャスト)	延長（L）	施工面積の20%以上	-10%以内	中詰の規格値は、-20%以内とし、 その平均値は、設計値以上とする。	
		のり長（Sℓ）		-2%以内		
中詰、枠内吹付		適切と認められる場合				
使用材料		仕様に適合する場合				
仕上げ状況	適切と認められる場合					

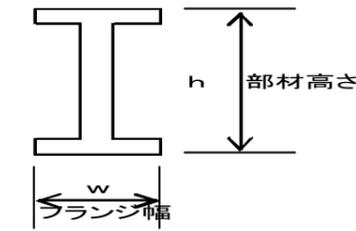
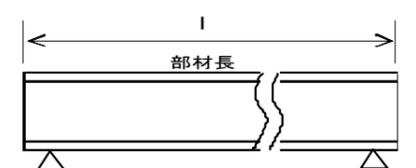
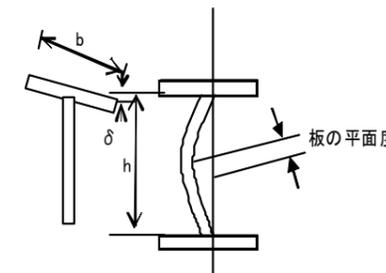
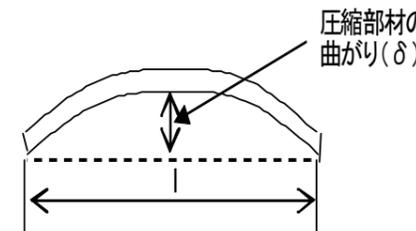
区分	工種	項目	検査箇所の基準	合格の基準	摘要	測定箇所等				
法 面 工	柵工	延長 (L)	施工延長の20%以上 杭の末口径は、使用 本数の5%以上	L < 10m	-20cm以内					
		柵高 (h)		L ≥ 10m	-2%以内					
		杭の使用本数			-3cm以内					
		杭間隔 (ℓ0)			ℓ / ℓ0 + 1 本以上					
		杭の末口径 (D)			+20cm以内					
		使用材料			-10%以内					
		仕上げ状況			仕様に適合する場合 適切と認められる場合					
	鉄線かご かご擁壁 簡易鋼製土留擁壁	布設寸法	延長 (L)	施工延長の20%以上 各個の寸法は、全個 数の5%以上	-1%以内	同一段数及び長さの延長が20m を越える場合は、20m毎に測定す る。				
			高さ (h)		-5n n=段数					
		各個の寸法	長さ (ℓ0)		-5cm以内					
			幅 (b)		-5cm以内					
			高さ (h) 又は径 (D)		-5cm以内					
		使用材料			仕様に適合する場合					
		仕上げ状況			適切と認められる場合					
	落石防護網工	区間長	施工面積の20%以上	ℓ < 10m	-10cm以内					
のり長 (Sℓ)		ℓ ≥ 10m		-1%以内 最大-20cm以内						
ロープ間隔 (D)				-2%以内						
使用材料				-10cm以内						
仕上げ状況				仕様に適合する場合 適切と認められる場合						
落石防護柵工 鋼製擁壁工		基準高		施工延長の20%以上 基準高は、施工箇所 の20%以上				±5cm以内		
		延長 (ℓ)			ℓ < 10m			-5cm以内		
	高さ (h)	ℓ ≥ 10m	-0.5%以内 最大-10cm以内							
	厚さ (t)		-5cm以内							
	使用材料		-2cm以内							
	仕上げ状況		仕様に適合する場合 適切と認められる場合							
路 盤 工	路盤工	幅 (B)	施工延長100mにつ いて1箇所以上	-5cm以内	測定した厚さの平均値は設計厚以 上とする。					
		厚さ (t)		-10%以内						
		使用材料		仕様に適合する場合						
		仕上げ状況		適切と認められる場合						

区分	工種	項目	検査箇所の基準	合格の基準	摘要	測定箇所等
付属物工	ガードレール ガードケーブル	長さ (ℓ)	ポスト数の20%以上	-0.2%以内		
		取り付け高さ (H)		± 3 cm以内		
		使用材料		仕様に適合する場合		
		仕上げ状況		適切と認められる場合		
排水施設工	側溝工 (素掘) (植生工)	幅 (b)	施工延長100m毎に	- 5 cm以内		
		高さ (h)	1箇所以上	- 5 cm以内		
		延長 (L)		-0.1%以内 最大-20cm以内		
		使用材料		仕様に適合する場合		
		仕上げ状況		適切と認められる場合		
	側溝工 横断溝 開きよ (コンクリート)	基準高	b < 700mm	± 5 cm以内	施工延長が20mを越える場合は、 20m毎に測定する。	
		幅 (b)	施工箇所の50%以上	- 3 cm以内		
		高さ (h)	b ≥ 700mm	- 2 cm以内		
		延長 (L)	全箇所	-0.1%以内 最大-20cm以内		
		厚さ (t)	基準高は、施工箇所 の20%以上	- 1 cm以内		
		使用材料		仕様に適合する場合		
	横断溝 開きよ (鋼又は合成樹脂製)	基準高	施工箇所の50%以上	± 5 cm以内	施工延長が20mを越える場合は、 20m毎に測定する。	
		幅 (b)	基準高は、施工箇所 の20%以上	- 3 cm以内		
		高さ (h)		- 2 cm以内		
		延長 (L)		-0.1%以内 最大-20cm以内		
		使用材料		仕様に適合する場合		
		仕上げ状況		適切と認められる場合		
	コンクリート管工 ヒューム管工	基準高	b < 700mm	± 5 cm以内		
延長 (ℓ)		施工箇所の50%以上	-0.1%以内 最大-20cm以内			
使用材料		b ≥ 700mm	仕様に適合する場合			
仕上げ状況		全箇所	適切と認められる場合			
コルゲートパイプ工 合成樹脂管	基準高	D < 2000mm	± 5 cm以内			
	延長 (ℓ)	施工箇所の50%以上	-0.1%以内 最大-20cm以内			
	変形量 (n)	D ≥ 2000mm	± 5%以内			
	スパン (s)	全箇所	± 2%以内			
	使用材料		仕様に適合する場合			
	仕上げ状況		適切と認められる場合			

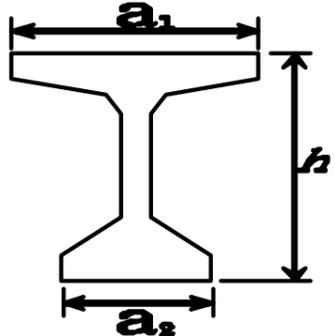
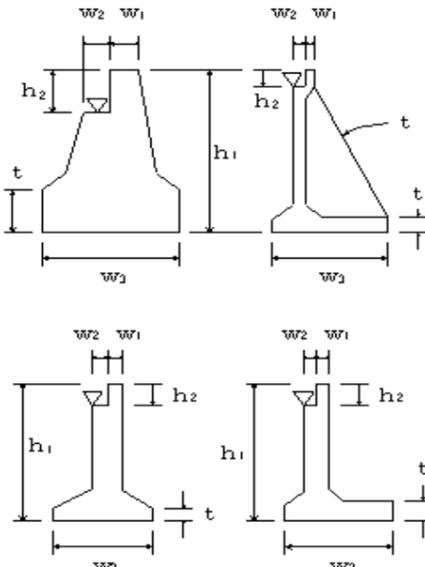
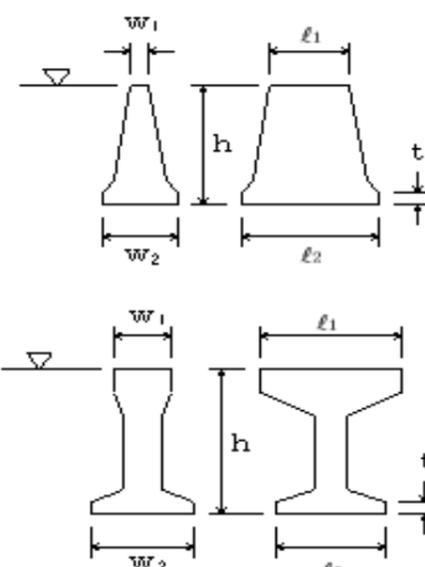
区分	工種	項目	検査箇所の基準	合格の基準	摘要	測定箇所等	
排水 施設 工	洗越工	幅 (b)	全箇所	- 3 cm以内			
		高さ (h)		- 5 cm以内			
		長さ (ℓ)		- 20cm以内			
		使用材料		仕様に適合する場合			
		仕上げ状況		適切と認められる場合			
	洗越工 (コンクリート路面)	幅 (b)	全箇所	- 2.5cm以内			
		コンクリート厚 (t)		- 1 cm以内			
		長さ (ℓ)		ℓ < 10m	- 5 cm以内		
				ℓ ≥ 10m	- 0.5%以内 最大 - 10cm以内		
		使用材料		仕様に適合する場合			
	仕上げ状況	適切と認められる場合					
	ボックスカルバート工 (現場打ち)	基準高	全箇所	± 5 cm以内			
		内のり幅 (w)		- 3 cm以内			
		高さ (h)		± 3 cm以内			
		延長 (L)		L < 20m	- 5 cm以内		
				L ≥ 20m	- 10cm以内		
		厚さ (t)		- 2 cm以内			
		使用材料		仕様に適合する場合			
仕上げ状況	適切と認められる場合						
ボックスカルバート工 (プレキャスト)	基準高	全箇所	± 5 cm以内				
	延長 (L)		L < 20m	- 5 cm以内			
			L ≥ 20m	- 10cm以内			
	使用材料		仕様に適合する場合				
仕上げ状況	適切と認められる場合						
流末工 礫暗きよ	幅 (b)	施工箇所の20%以上	- 5 cm以内				
	高さ (h)		- 1 cm以内				
	長さ (ℓ)		- 10cm以内				
	使用材料		仕様に適合する場合				
	仕上げ状況		適切と認められる場合				
擁 壁 工	コンクリートブロック張又は擁壁 石張工又は石積擁壁 練石張 空石張開きよ	基準高	施工箇所の50%以上 基準高は、必要に応じて実施	± 5 cm以内			
		厚さ		面から裏込 (t1)	- 2 cm以内		
				裏込め (t2)	- 3 cm以内		
		のり長 (Sℓ)		- 5 cm以内			
		のり勾配 (i)		± 0.3分以内			
		延長 (ℓ)		ℓ < 10m	- 5 cm以内		
				ℓ ≥ 10m	- 0.5%以内 最大 - 10cm以内		
		使用材料		仕様に適合する場合			
		仕上げ状況		適切と認められる場合			

区分	工種	項目	検査箇所の基準	合格の基準	摘要	測定箇所等	
擁壁工	コンクリート擁壁工	基準高	施工箇所の50%以上 基準高は、必要に応じて実施	± 5 cm以内			
		幅 (b)		b < 1 m			- 2 cm以内
				b ≥ 1 m			- 3 cm以内
		高さ (h)		h < 2 m			- 2 cm以内
				h ≥ 2 m			- 1 %以内 最大 - 5 cm以内
		のり勾配 (i)		± 0.2分以内			
		延長 (ℓ)		ℓ < 10m			- 5 cm以内
		ℓ ≥ 10m	- 0.5%以内 最大 - 10cm以内				
	使用材料	仕様に適合する場合					
	仕上げ状況	適切と認められる場合					
	プレキャスト擁壁工	基準高	施工箇所の50%以上 基準高は、必要に応じて実施	± 5 cm以内			
		のり勾配 (i)		- 0.2分、+ 0分以内			
		延長 (ℓ)		ℓ < 10m			- 5 cm以内
				ℓ ≥ 10m			- 0.5%以内 最大 - 10cm以内
	使用材料	仕様に適合する場合					
	仕上げ状況	適切と認められる場合					
	土のう積工 木製土留工	のり長 (Sℓ)	施工箇所の50%以上	- 10cm以内			
		のり勾配 (i)		- 0.5分以内			
		高さ (h)		- 10cm以内			
		延長 (ℓ)		- 10cm以内			
使用材料		仕様に適合する場合					
仕上げ状況		適切と認められる場合					
井桁ブロック土留工	基準高	施工箇所の50%以上 基準高は、必要に応じて実施	± 5 cm以内				
	厚さ (t)		- 5 cm以内				
	のり長 (Sℓ)		Sℓ < 3 m			- 5 cm以内	
			Sℓ ≥ 3 m			- 10cm以内	
	のり勾配 (i)		± 0.3分以内				
	延長 (ℓ)		ℓ < 10m			- 5 cm以内	
			ℓ ≥ 10m			- 0.5%以内 最大 - 10cm以内	
使用材料	仕様に適合する場合						
仕上げ状況	適切と認められる場合						
補強土壁工	高さ (h)	施工箇所の50%以上	- 5 cm以内				
	のり勾配 (i)		- 0.3分以内				
	延長 (ℓ)		ℓ < 10m			- 5 cm以内	
			ℓ ≥ 10m			- 0.5%以内 最大 - 10cm以内	
	使用材料		仕様に適合する場合				
仕上げ状況	適切と認められる場合						

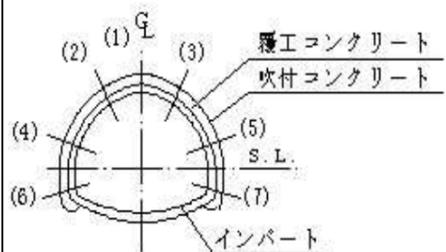
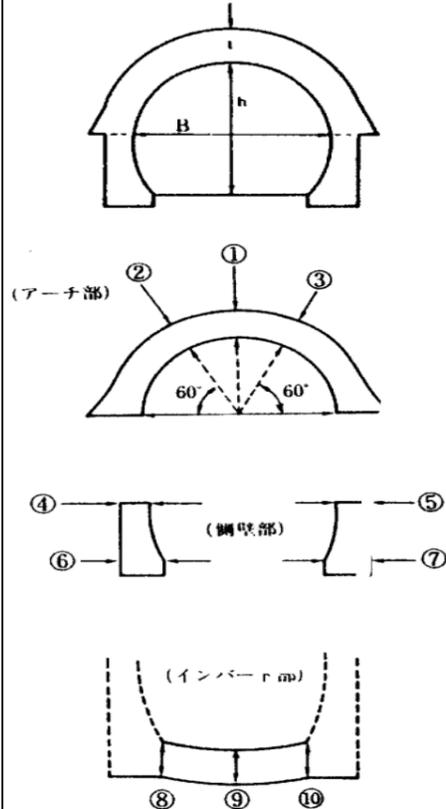
区分	工種	項目	検査箇所の基準	合格の基準	摘要	測定箇所等			
基礎工	フーチング基礎工	基準高	施工箇所の50%以上 基準高は、必要に応じて実施	± 3 cm以内					
		幅 (b)		- 3 cm以内					
		高さ (h)		- 3 cm以内					
		延長 (ℓ)		ℓ < 10m   - 5 cm以内 ℓ ≥ 10m   -0.5%以内 最大-10cm以内					
		使用材料		仕様に適合する場合					
		仕上げ状況		適切と認められる場合					
	置換基礎工 胴木基礎工	幅 (B)	施工管理の記録及び 工事写真による。	- 5 cm以内					
		厚さ (t)		- 3 cm以内					
		延長 (ℓ)		ℓ < 10m   - 5 cm以内 ℓ ≥ 10m   -0.5%以内 最大-10cm以内					
		使用材料		仕様に適合する場合					
		仕上げ状況		適切と認められる場合					
		杭基礎工		基準高			施工管理の記録及び 工事写真による。	± 5 cm以内	
	杭径 (D)	木杭   -10%以内 その他の杭   設計値以上							
	根入れ長 (ℓ)	設計値以上							
	偏心量 (d)	木杭   ± 杭径以内 その他の杭   杭径の±25%かつ10cm以内							
	傾斜角 (a)	木杭   ± 5° 以内 その他の杭   ± 3° 以内							
	使用材料	仕様に適合する場合							
	仕上げ状況	適切と認められる場合							
矢板工	矢板工	基準高	施工延長の20%以上 基準高は、必要に応じて実施	± 5 cm以内					
		延長 (ℓ)		ℓ < 10m   - 5 cm以内 ℓ ≥ 10m   -0.5%以内 最大-10cm以内					
		中心線のずれ (e)		± 10cm以内					
		傾斜角 (θ)		± 1° 以内					
		使用材料		仕様に適合する場合					
		仕上げ状況		適切と認められる場合					

区分	工 種	項 目	検査箇所の基準	合格の基準	摘 要	測定箇所等					
橋梁工	鋼橋 (仮組立時)	Hげた プレートガーター 箱げた 鋼床版	フランジ幅 (w)	全箇所	$w \leq 1 \text{ m}$ $\pm 0.3 \text{ cm}$ 以内 $w > 1 \text{ m}$ $\pm 0.4 \text{ cm}$ 以内						
			部材高 (h)		$h \leq 2 \text{ m}$ $\pm 0.4 \text{ cm}$ 以内 $h > 2 \text{ m}$ 0.4cmに2m又はその端数を増す 毎に1mmを加えた数値以内。						
			部材長 (ℓ)		$\ell \leq 10 \text{ m}$ $\pm 0.3 \text{ cm}$ 以内 $\ell > 10 \text{ m}$ $\pm 0.4 \text{ cm}$ 以内						
			板の 平面度	けたの腹板				$h / 250$ 以内 (h : 腹板高)			
				箱げたフランジ及び鋼床版 のデッキプレート				$\omega / 150$ 以内 (ω : リブ間隔又は腹板間隔 (cm))			
			フランジの直角度 (δ)		$w / 200$ 以内						
			使用材料		仕様に適合する場合						
			仕上げ状況		適切と認められる場合						
			/								
			/								
	トラス ラーメン アーチ		フランジ幅 (w)	全箇所	$w \leq 1 \text{ m}$ $\pm 0.3 \text{ cm}$ 以内 $w > 1 \text{ m}$ $\pm 0.4 \text{ cm}$ 以内						
			部材高 (h)		$h \leq 1 \text{ m}$ $\pm 0.2 \text{ cm}$ 以内 $h > 1 \text{ m}$ $\pm 0.3 \text{ cm}$ 以内						
			部材長 (ℓ)		$\ell \leq 10 \text{ m}$ $\pm 0.2 \text{ cm}$ 以内 $\ell > 10 \text{ m}$ $\pm 0.3$ 以内						
			圧縮部材の曲がり (δ)		$\ell / 1000 \text{ cm}$ 以内 (ℓ : 部材長 (cm))						
			板の平面度	フランジ及び腹板				$\omega / 150 \text{ cm}$ 以内 (ω : 溶接線間隔 (cm))			
			使用材料		仕様に適合する場合						
			仕上げ状況		適切と認められる場合						

区分	工種	項目	検査箇所の基準	合格の基準	摘要	測定箇所等						
橋梁工	鋼橋 (仮組立時及び現場組立時) (架設時)	各橋種共通	全箇所	けた・トラスの中心間距離 (B)	$B \leq 2m$ (B:設計中心間距離) $\pm 0.4cm$ 以内 $B > 2m$ $\pm (0.3 + B/20)cm$ 以内							
				全長・支間長 (l)	$\pm (1.0 + l/100)cm$ 以内							
				そり (delta)	$l \leq 20m$ (l:支間長 (cm)) $\pm 0.5cm$ 以内							
					$20 < l \leq 40m$ $-0.5cm$ 以内 $+1.0cm$ 以内							
					$40 < l \leq 80m$ $-0.5cm$ 以内 $+1.5cm$ 以内							
					$80 < l \leq 200m$ $-0.5cm$ 以内 $+2.5cm$ 以内							
					伸縮装置			長さ (l)	$l \leq 10m$ $-0.5cm$ 以内 $+1.0cm$ 以内 $l > 10m$ $-0.5cm$ 以内 $+ (0.5 + l/20)cm$ 以内			
				伸縮装置間の高さの差 (delta 1)				$\pm 0.4cm$ 以内				
				フィンガーの食い違い (delta 2)				$\pm 0.2cm$ 以内				
				使用材料				仕様に適合する場合				
				仕上げ状況	適切と認められる場合							
				鋼橋塗装				塗布面積	100m <sup>2</sup> 毎に1点の割合とし、1点につき	指定どおり施工されている場合		
								塗膜厚 (t)	3~5回の測定の平均値で示す。	$-30\%$ 以内		
								使用材料		仕様に適合する場合		
	仕上げ状況		適切と認められる場合									
	鉄筋及びプレストレストコンクリートの床版工 Tげた橋 床版橋		全箇所	基準高	$\pm 2cm$ 以内	基準高は、1スパン当たり両支点付近の両端と中央部を測定する。 床版長・支間長、地覆、厚さは、1スパン当たり左右各1箇所測定する。 全幅・全幅員は、1スパン当たり両端及び中央付近で測定する。 そりは、中心線上のスパン中央で測定する。 各けたは、両端及び中央付近で測定する。ただし、横げたはいずれか1箇所測定する。 けた中心間距離、橋軸の偏心量は、両端部付近で測定する。						
				全幅 (B)・全幅員 (B1)	$\pm 3cm$ 以内							
				床版又は橋面舗装の厚さ (t)	$-1cm$ 以内 $+2cm$ 以内							
				床版長・支間長 (l)	$\pm 3cm$ 以内							
				地覆	幅 (B2)			$\pm 1cm$ 以内				
					高さ (h)			$\pm 1cm$ 以内				
				Tげた 横げた	幅 (b)			$\pm 1cm$ 以内				
					高さ (h)			$\pm 2cm$ 以内				
				けた中心間距離 (B0)	$\pm 2cm$ 以内							
				床版橋・Tげた橋のそり (epsilon)	$-0cm$ 以内 $+3cm$ 以内							
				橋軸の偏心量 (e)	$\pm 5cm$ 以内							
				橋面関連各点の位置	$\pm 3cm$ 以内							
使用材料				仕様に適合する場合								
仕上げ状況	適切と認められる場合											

区分	工種	項目	検査箇所の基準	合格の基準	摘要	測定箇所等	
橋梁工	プレストレストコンクリート橋 (ポステン方式のけた)	上幅 (a1)	全箇所	-0.5cm以内 +1cm以内		<p>上幅、下幅、高さは、けた全数について測定する。けた断面寸法測定箇所は両端部、中央部の3箇所とする。けた長・支間長は、1スパン当たり左右各1箇所測定する。</p> <p>けた中心間距離は、両支点付近で測定する。</p>	
		下幅 (a2)		±0.5cm以内			
		高さ (h)		-0.5cm以内 +1cm以内			
		けた長・支間長 (i)		±1.5cm以内			
		けた中心間距離		±2cm以内			
		横方向最大曲がり (δ)		±(1.5・-6)×0.1cm以内 (ℓ:支間長)			
		使用材料		仕様に適合する場合			
		仕上げ状況		適切と認められる場合			
	橋台工	橋台工	基準高	全箇所	±2cm以内		
			橋台長 (w)		-3cm以内		
			高さ (h)		h < 2m	-3cm以内	
					h ≥ 2m	-5cm以内	
			厚さ (t)		-2cm以内		
			橋台幅 (B) (橋軸直角又は斜角方向)		B < 1m	-2cm以内	
					B ≥ 1m	-3cm以内	
			胸壁前面間又は胸壁前面と橋脚中心間の距離 (ℓ)		±(1+ℓ/20)cm以内 最大±5cm以内		
			橋軸の偏心量 (e)		±5cm以内		
			使用材料		仕様に適合する場合		
	仕上げ状況	適切と認められる場合					
	橋脚工	橋脚工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高	全箇所	±2cm以内		
			橋脚長 (w) (橋軸方向)		w < 1m	-2cm以内	
					w ≥ 1m	-3cm以内	
			高さ (h)		h < 2m	-3cm以内	
					h ≥ 2m	-5cm以内	
厚さ (t)			-2cm以内				
橋脚幅 (ℓ) (橋軸直角又は斜角方向)			ℓ < 1m		-2cm以内		
			ℓ ≥ 1m		-3cm以内		
橋脚中心間の距離 (L)			±(1+L/20)cm以内 最大±5cm以内				
橋軸の偏心量 (e)			±5cm以内				
使用材料	仕様に適合する場合						
仕上げ状況	適切と認められる場合						

区分	工 種	項 目	検査箇所の基準	合格の基準	摘 要	測定箇所等	
橋 梁 工	橋脚工 (ラーメン式)	基準高	全箇所	± 2 cm以内			
		橋脚長 (w) (橋軸方向)		w < 1 m	- 2 cm以内		
				w ≥ 1 m	- 3 cm以内		
		高さ (h)		h < 2 m	- 3 cm以内		
				h ≥ 2 m	- 5 cm以内		
		厚さ (t)		- 2 cm以内			
		橋脚幅 (ℓ) (橋軸直角又は斜角方向)		ℓ < 1 m	- 2 cm以内		
				ℓ ≥ 1 m	- 3 cm以内		
		橋脚中心間の距離 (L)		± (1 + L/20) cm以内 最大± 5 cm以内			
		橋軸の偏心量 (e)		± 5 cm以内			
	使用材料	仕様に適合する場合					
	仕上げ状況	適切と認められる場合					
	木造橋 (上下部構造)	基準高	全箇所	± 10cm以内			
		全幅 (B)・全幅員 (B1)		± 5 cm以内			
		橋長・支間長 (ℓ)		± 5 cm以内			
		けた中心間距離 (d)		± 3 cm以内			
		橋台土留め		幅 (t)	- 5 cm以内		
		(橋軸直角又は斜角方向)		高さ (h)	- 3 cm以内		
		加工部材長さ		± 5 cm以内			
橋軸の偏心量 (e)		± 10cm以内					
使用材料		仕様に適合する場合					
仕上げ状況		適切と認められる場合					

区分	工種	項目	検査箇所の基準	合格の基準	摘要	測定箇所等
トンネル (NATM)		基準高(拱頂)	全箇所	±5cm以内		
		幅(全幅)(B)		-5cm以内		
高さ(内のり)(h)	-5cm以内					
中心線の偏心量	直線部	±100cm以内				
	曲線部	±150cm以内				
厚さ(t)	設計数値以上					
延長(L)	-10cm以内					
使用材料	仕様に適合する場合					
仕上げ状況	適切と認められる場合					
トンネル工	トンネル(矢板)	基準高(拱頂)	全箇所	±5cm以内		
幅(全幅)(B)	-7cm以内					
高さ(内のり)(h)	-7cm以内					
中心線の偏心量	直線部	±100cm以内				
	曲線部	±150cm以内				
厚さ(t)	-5cm以内					
延長(L)	-10cm以内					
使用材料	仕様に適合する場合					
仕上げ状況	適切と認められる場合					

区分	工種	項目	検査箇所の基準	合格の基準	摘要	測定箇所等
舗装工	下層路盤工	幅	施工管理の記録及び 工事写真による。	- 5 cm以内		
		厚さ		- 4.5 cm以内		
		使用材料		仕様に適合する場合		
		仕上げ状況		適切と認められる場合		
	粒度調整路盤工	幅	施工管理の記録及び 工事写真による。	- 5 cm以内		
		厚さ		- 4.5 cm以内		
		使用材料		仕様に適合する場合		
		仕上げ状況		適切と認められる場合		
	セメント安定処理路盤工	幅	施工管理の記録及び 工事写真による。	- 5 cm以内		
		厚さ		- 3 cm以内		
		使用材料		仕様に適合する場合		
		仕上げ状況		適切と認められる場合		
	石灰安定処理路盤工	幅	施工管理の記録及び 工事写真による。	- 5 cm以内		
		厚さ		- 3 cm以内		
		使用材料		仕様に適合する場合		
		仕上げ状況		適切と認められる場合		
	瀝青安定処理路盤工	幅	施工管理の記録及び 工事写真による。	- 5 cm以内		
		厚さ		- 2 cm以内		
		使用材料		仕様に適合する場合		
		仕上げ状況		適切と認められる場合		
	アスファルト舗装工	幅	40m毎に1箇所以上	- 2.5 cm以内		厚さは1工事10箇所の割合で測定し、各測定値は規格値を満たすほか、10箇所の測定値の平均は-0.3cm以内とする。
		厚さ		- 0.9 cm以内		
		使用材料		仕様に適合する場合		
		仕上げ状況		適切と認められる場合		
コンクリート舗装工	幅	40m毎に1箇所以上	- 2.5 cm以内		厚さは1工事10箇所の割合で測定し、各測定値は規格値を満たすほか、10箇所の測定値の平均は-0.3cm以内とする。	
	厚さ		- 1 cm以内			
	使用材料		仕様に適合する場合			
	仕上げ状況		適切と認められる場合			
維持修繕工	現道補修	施工区域	施工箇所の50%以上	指定区域を実施している場合		
		仕上げ状況		適切と認められる場合		
	除草工	施工区域	施工箇所の50%以上 (1箇所5点以上)	指定どおり施工されている場合		
		刈幅		5点の平均値が指定刈幅以上の場合		
	側溝等清掃工 集水桝清掃工	仕上げ状況	施工箇所の20%以上	適切と認められる場合		

(別表一) 治山工事検査基準

工事区分	検査種別事項		検査方法	合格判定			不合格判定	合格措置	備考
	種別	事項		許容限度	判定	措置			
コンクリートダム(本ダム、副ダム、側壁、水叩き)	計画検査	位置及び計画高	(1) 基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。〔副ダム等の場合は、主副の関係(距離、重複高)等について実測検査する〕 (2) 構造物のダム軸方向が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	計画高 距離 方位  ダム軸方位	$\pm 3\text{cm}$ $\pm 10\text{cm}$ $\pm 1^\circ$  $\pm 1^\circ$	合格しないもの。	改造させる。	
	形量検査	1 高さ	基準標(B.M)から、放水路天端3点及び両袖天端各2点程度、その他の天端は、施工延長10mごと又は、高さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	高さ	$\pm 3\text{cm}$	合格しないもの。	改造させる。	(1) 許容限度以内であっても、袖天端の高さにおいて逆インクラ及び段違いについてはその差が3.0cmを超えてはならない。
		2 長さ	放水路天端は、上下流側の長さ、その他の天端は変化点ごとの中心線の長さ、その他の部分は長さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	(1)全長さ 最小許容量 最大許容量 (2)区間長 許容量 (3)放水路長さ	L/300 - 5cm -15cm  - 3cm  $\pm 3\text{cm}$	合格しないもの。	改造させる。	(2) 請負者の責によって掘起こした部分をコンクリートで埋戻した箇所は形量検査の対象外とする。
		3 幅(厚さ)	放水路天端2点両袖天端2点程度、その他の天端にあっては、施工延長10mごと程度の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	幅(厚さ)	- 3cm	合格しないもの。	改造させる。	
		4 平面の凹凸	放水路天端及びその他の天端の水平面で、任意点を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	一水平面に対する凹凸の差	3cm以内	合格しないもの。	改造させる。	
		5 法勾配	各部分の任意点を抽出して、正規法面を基準に実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	法勾配	$\pm 0.2\text{分}$	合格しないもの。	改造させる。	
		6 水抜の位置寸法	水抜の出来形寸法及び位置を実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	上下左右の移動寸法	$\pm 5\text{cm}$ $\pm 2\text{cm}$	合格しないもの。	構造物の目的達成上必要な対策工事等を施工させる。	
		7 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書、写真等によって検査する。 (2) 必要に応じて掘起し等を行い根入れ状況検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。		
品質検査	1 材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。		

工事区分	検査項目		検査方法		合格判定		不合格判定		備考
	種類	別事項	方	法	定許容	限度	度	事後措置	
コンクリートダム(本ダム、副ダム、側壁、水叩き)	品質検査	2 外見	砂ボロ、豆板、侵食、凍結、エフロレッセンス、クラック、打継目等について検査する。〔残置式型枠により施工した構造物については、コンクリート表面が明視できる箇所において検査する。〕	A 構造物の目的達成上支障がないと認められるもの。 B 外見的欠点のうち、あらかじめ補完されているもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	
		3 養生	証拠図書等によるほか、外見等によって検査する。	養生状態が十分であるもの。			合格しないもの。	更に養生させる。	
		4 表面強度	テストハンマーにより表面強度を検査する。 〔袖天端、放水路天端については各1箇所以上、上下流面については、コンクリートの打設日の異なるもののおおむね20%以上の箇所を抽出して検査する。この場合上下流面の打設日は別にする。〕 〔残置式型枠により施工した構造物については袖天端、放水路天端については各1箇所以上、及びその他検査可能な箇所において表面強度を検査する〕	1箇所の平均値で設計基準強度以上のものが全体の80%以上のもの。	設計基準強度 (1)現場練りの場合 (2)レディーミストコンクリーの場合	$\sigma 28 \geq 18\text{N/m}^2$ それぞれの構造物配合基準による。	合格しないもの。	必要があると認められるときは、穿孔注水検査又は破壊検査を行い、その結果に基づき修補させる。	(1)材令 $\sigma 28$ 未満の場合はそれぞれの日数に対応する $\sigma 28$ に換算した値とする。 (2)1箇所の測定は3cm以上間隔の格子を画きその交点(20点)を測定する。(別表-2テストハンマーによる強度試験方法参照)
		5 圧縮強度	施工管理記録により検査する。ただし、レディーミストコンクリートは合格判定係数値により検査する。	(1)現場練りの場合 設計基準強度以上のものが全体の80%以上のもの。 (2)レディーミストコンクリーの場合 合格判定係数値以上のもの。	設計基準強度 (1)現場練りの場合 (2)レディーミストコンクリーの場合	$\sigma 28 \geq 18\text{N/m}^2$ それぞれの構造物配合基準による。	合格しないもの。	必要があると認められるときは、穿孔注水検査又は破壊検査を行い、その結果に基づき修補させる。	別表-3圧縮強度試験方法、別表-4圧縮強度検査方法を参照する。
		6 反響音	構造物の各部分の任意点について、手ハンマー等で軽打して、その反響音により検査する。	むらなく金属性の反響音が得られるもの。			異常な濁音を発するもの。	必要があると認められるときは、穿孔注水検査又は破壊検査を行い、その結果に基づき修補させる。	
		7 破壊検査等	コンクリートの構造物については、以上の各品質検査の結果、不良箇所があって、特に必要がある場合に次の検査を実施する。  (1)注水検査を行う場合の穿孔深は不良箇所又は打継目を貫通し、1.0m以上を標準とする。  (2)コア試験を行う場合の供試体の大きさは、 $\phi 10\text{cm}$ 、長さ  (3)破壊検査を行う場合の破壊孔は大きさ $30\text{cm} \times 30\text{cm}$ 、深さ $30\text{cm}$ を標準とする。	A 特に粗漏な施工結果が認められないもの。 B 骨材とモルタルの分離が認められないもの。 C 注水後の減水が $3\text{cm/分}$ 未満であるもの。 D 設計基準強度以上であるもの。			合格しないもの。	必要があると認められるときは、程度によって全面破壊のうえ新規に築設させるか、グラウチング又は増厚及び改造させる。	
		その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているもの。			合格しないもの。	指示のとおり措置させる。
		2 施工状況	堤体と床掘基礎との接合状況、型枠施工技術、コンクリート打設技術、間詰の施工状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	改造又は、修補させる。	

工事区分	検査種別		事項	検査方法			許容限度			判定	事後措置	備考
	種別	項目		許容限度以内のもの。	許容限度を超えるもの	許容限度を超えるもの	許容限度を超えるもの	許容限度を超えるもの	許容限度を超えるもの			
その他コンクリート構造物	計画検査	位置及び計画高	(1)基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。 (2) 構造物のダム軸方向が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	計画高 距離 方位 ダム軸方位	±5cm ±10cm ±1° ±1°	合格しないもの。	改造させる。	土留工については、必要に応じて実施する。			
	形量検査	1 高さ	基準標(B.M)から天端は、施工延長10mごと又は、高さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	高さ	h<3m - 5cm h>3m -10cm	合格しないもの。	改造させる。	(1) 許容限度以内であっても、天端の高さにおいて、段違いについてはその差が5.0cmを超えてはならない。			
		2 長さ	天端は変化点ごとの中心線の長さ、その他の部分は、長さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	(1)全 長 長さ 最小許容量 最大許容量 (2)区間長 許容量	L/300 - 5cm -15cm -3cm	合格しないもの。	改造させる。	(2) 請負者の責によって掘起こした部分をコンクリートで埋戻した箇所は形量検査の対象外とする。			
		3 幅(厚さ)	天端は、施工延長10mごと程度の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	幅(厚さ)	- 3cm	合格しないもの。	改造させる。				
		4 平面の凹凸	天端の水平面で、任意点を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	一水平面に対する凹凸の差	3cm以内	合格しないもの。	改造させる。				
		5 法勾配	各部分の任意点を抽出して、正規法面を基準に実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	法勾配	± 0.2分	合格しないもの。	改造させる。				
		6 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書、写真等によって検査する。 (2) 必要に応じて掘起し等を行い根入れ状況を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。					
	品質検査	1 材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。				
		2 外見	砂ボロ、豆板、侵食、凍結、エフロレッセンス、クラック、打継目等について検査する。〔残置式型枠により施工した構造物については、コンクリート表面が明視できる箇所において検査する。〕	A 構造物の目的達成上支障がないと認められるもの。 B 外見的欠点のうち、あらかじめ補完されているもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。				
		3 養生	証拠図書等によるほか、外見等によって検査する。	養生状態が十分であるもの。			合格しないもの。	更に養生させる。				

工事区分	検査種別	事項	検査方法	許容限度	格不	合	格	備	考	
			法判	定許	容限	度判	定事	後措	置	
その他コンクリート構造物	品質検査	4 表面強度	テストハンマーにより表面強度を検査する。 〔袖天端、放水路天端については各1箇所以上、上下流面については、コンクリートの打設日の異なるもののおおむね20%以上の箇所を抽出して検査する。この場合上下流面の打設日は別にすること〕 〔残置式型枠により施工した構造物については袖天端、放水路天端については各1箇所以上、及びその他検査可能な箇所において表面強度を検査する〕	1箇所の平均値で設計基準強度以上のものが全体の80%以上のもの。	設計基準強度 (1)現場練りの場合  (2)レディーミストコンクリーの場合	$\sigma 28 \geq 18\text{N/m}^2$  それぞれの構造物配合基準による。	合格しないもの。	必要があると認められるときは、穿孔注水検査又は破壊検査を行い、その結果に基づき修補させる。	(1)材令 $\sigma 28$ 未満の場合にはそれぞれの日数に対応する $\sigma 28$ に換算した値とする。 (2)1箇所の測定は3cm以上間隔の格子を画きその交点(20点)を測定する。(別表-2テストハンマーによる強度試験方法参照)	
		5 圧縮強度	施工管理記録により検査する。ただし、レディーミストコンクリートは合格判定係数値により検査する。	(1)現場練りの場合 設計基準強度以上のものが全体の80%以上のもの。  (2)レディーミストコンクリーの場合 合格判定係数値以上のもの。	設計基準強度 (1)現場練りの場合  (2)レディーミストコンクリーの場合	$\sigma 28 \geq 18\text{N/m}^2$  それぞれの構造物配合基準による。	合格しないもの。	必要があると認められるときは、穿孔注水検査又は破壊検査を行い、その結果に基づき修補させる。	別表-4圧縮強度検査方法を参照する。	
		6 反響音	構造物の各部分の任意点について、手ハンマー等で軽打して、その反響音により検査する。	むらなく金属性の反響音が得られるもの。				異常な濁音を発するもの。	必要があると認められるときは、穿孔注水検査又は破壊検査を行い、その結果に基づき修補させる。	
		7 破壊検査等	コンクリートの構造物については、以上の各品質検査の結果、不良箇所があって、特に必要がある場合に次の検査を実施する。  (1)注水検査を行う場合の穿孔深は不良箇所又は打継目を貫通し、1.0m以上を標準とする。  (2)コア試験を行う場合の供試体の大きさは、 $\phi 10\text{cm}$ 、長さ20cmを標準とする。  (3)破壊検査を行う場合の破壊孔は大きさ30cm*30cm、深さ30cmを標準とする。	A 特に粗漏な施工結果が認められないもの。 B 骨材とモルタルの分離が認められないもの。 C 注水後の減水が3cm/分未満であるもの。 D 設計基準強度以上であるもの。			合格しないもの。	必要があると認められるときは、程度によって全面破壊のうえ新規に築設させるか、クラウチング又は増厚及び改造させる。		
	その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているもの。				合格しないもの。	指示のとおり措置させる。	
		2 施工状況	堤体と床掘基礎との接合状況、型枠施工技術、コンクリート打設技術、間詰の施工状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。				不良のもの。	改造又は、修補させる。	
	鋼製枠等構造物(鋼製ダム(鋼製スリットタイプ、ハットレスタイプ)を除く)	計画検査	位置及び計画高	(1) 基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。〔副ダム等の場合は、主副の関係(距離、重複高)等について実測検査する〕  (2) 構造物のダム軸方向が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。ただし、土留工は必要に応じて実施する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	計画高 距離 方位  ダム軸方位	$\pm 5\text{cm}$ $\pm 10\text{cm}$ $\pm 1^\circ$  $\pm 1^\circ$	合格しないもの。	改造させる。	土留工は必要に応じて実施する。

工事区分	検査種別	事項	検査内容				合格判定	不合格判定	事後措置	備考
			許容限度	許容限度	許容限度	許容限度				
鋼製枠等構造物(鋼製ダム(鋼製スリットタイプ、ハットスタイル)を除く)	形量検査	1 高さ	基準標(B.M)から、放水路天端2点及び両袖天端各2点程度、その他の天端は、施工延長10mごと又は、高さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	高さ	±5cm	合格しないもの。	改造させる。	(1) 許容限度以内であっても、袖天端の高さにおいて逆インクラ及び段違いについてはその差が2.0cmを超えてはならない。	
		2 長さ	放水路天端は、上下流側の長さ、その他の天端は変化点ごとの中心線の長さ、その他の部分は長さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	長さ 最小許容量 最大許容量	L/300 -5cm -10cm	合格しないもの。	改造させる。	(2) 請負者の責によって掘起こした部分をコンクリートで埋戻した箇所は形量検査の対象外とする。	
		3 幅(厚さ)	放水路天端2点両袖天端2点程度、その他の天端にあっては、施工延長10mごと程度の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	幅(厚さ)	-5cm	合格しないもの。	改造させる。		
		4 法勾配	各部分の任意点を抽出して、正規法面を基準に実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	法勾配	±0.2分	合格しないもの。	改造させる。		
		5 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書、写真等によって検査する。 (2) 必要に応じて掘起し等を行い根入れ状況を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。			
	品質検査	材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。		
	その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているもの。			合格しないもの。	指示のとおり措置させる。		
		2 施工状況	任意の箇所を抽出して、連結ボルトの締付け状況、中詰材料の充填状況、間詰の施工状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	改造又は修補させる。		
	鋼製ダム(鋼製スリットタイプ・ハットスタイル)	計画検査	位置及び計画高	(1)基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。 (2) 構造物のダム軸方向が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	計画高さ 方位 ダム軸方位	±3cm ±10cm ±1° ±1°	合格しないもの。	改造させる。	
		形量検査	1 高さ	(1)スリット部 基準標(B.M)から、施工延長10mごと又は、設置数のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。 (2)コンクリート部 コンクリートダムに準じる。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	(1)高さ(単体構造) (2)高さ(組合せ構造) コンクリートダムに準じる。	±0.5cm ±(1+H/100)	合格しないもの。	改造させる。	

工事区分	検査項目		検査内容				合格判定	不合格後措置	備考	
	種別	事項	検査方法	許容限度	検査内容	許容限度				
鋼製ダム (鋼製スリットタイプ・パットレスタイプ)	形量検査	2 長さ	(1)スリット部 長さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。ただし、スリットの構造上検査出来ない場合は省略できる。 (2)コンクリート部 コンクリートダムに準じる。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	(1)全長  (2)区間長  コンクリートダムに準じる。	±5cm  ± (1+L/100)	合格しないもの。	改造させる。		
		3 幅	(1)スリット部 施工延長10mごと程度の箇所又は、設置数の20%程度を抽出して行う。  (2)コンクリート部 コンクリートダムに準じる。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	(1)幅(単体構造) (2)幅(組合せ構造全長) (3)幅(組合せ構造区間長)	±0.5cm  ±3cm  ± (1+w/100)	合格しないもの。	改造させる。		
		4 法勾配	各部分の任意点を抽出して、正規法面を基準に実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	法勾配	±0.2分	合格しないもの。	改造させる。		
		5 明視できない部分の出来形寸法	(1)証拠図書、写真等によって検査する。  (2)必要に応じて掘起し等を行い根入れ状況を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。			
		品質検査	材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	
	その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているもの。			合格しないもの。	指示のとおり措置させる。		
		2 施工状況	任意の箇所を抽出して、連結ボルトの締付け状況、中詰材料の充填状況、間詰の施工状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	改造又は修補させる。		
鉄筋コンクリート枠構造物 (谷止、床固、護岸、土留等)	計画検査	位置及び計画高	(1)基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。 (2)構造物の軸方向が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	計画高 距離 方位  軸方位	±10cm ±10cm ±1°  ±1°	合格しないもの。	改造させる。	土留工は必要に応じて実施する。	
		計量検査	1 高さ	基準標(B.M)から天端は、施工延長10mごと又は、高さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	高さ	h<3m - 5cm h>3m - 10cm	合格しないもの。	改造させる。	
		2 長さ	天端は変化点ごとの中心線の長さ、その他の部分は、長さの変化する設計寸法線又は、設置数のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	(1)全長 長さ 最小許容量 最大許容量 (2)区間長 許容量	L/300 - 5cm - 15cm  - 3cm	合格しないもの。	改造させる。		

工事区分	検査種別	事項	合格			不合格			備考
			判定	許容限度	判定	事後措置	判定	事後措置	
鉄筋コンクリート枠構造物(谷止、床固、護岸、土留等)	計量検査	3 幅(厚さ)	施工延長10mごと程度の箇所又は、設置数の20%程度を抽出して行う。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	幅(厚さ)	-5cm	合格しないもの。	改造させる。	
		4 法勾配	各部分の任意点を抽出して、正規法面を基準に実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	法勾配	± 0.2分	合格しないもの。	改造させる。	
		5 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書、写真等によって検査する。 (2) 必要に応じて掘起し等を行い根入れ状況を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。		
	品質検査	材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	
	その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているもの。			合格しないもの。	指示のとおり措置させる。	
		2 施工状況	任意の箇所を抽出して、連結ボルトの締付け状況、中詰材料の充填状況、間詰の施工状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	改造又は修補させる。	
積(張)石構造物(コンクリートブロック土留工を含む)	計画検査	位置及び計画高	(1) 基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。 (2) 構造物の軸方向が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離  方位 軸方位	±5cm ±10cm  ±1° ±1°	合格しないもの。	改造させる。	土留工は必要に応じて実施する。
		1 出来形寸法	コンクリートダム(本ダム、副ダム、側壁、水叩き)の形量検査(高さ、長さ、幅(厚さ)、法勾配)に準ずる。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	高さ 長さ 最小許容量 最大許容量  幅(厚さ)  法勾配	-5cm L/100 -5cm -20cm  -3cm  ±0.3分	合格しないもの。	改造又は補修させる。	高さは法長で検測してよい。
	2 胴込、裏込コンクリート裏込礫等の量	50m <sup>2</sup> 程度に1箇所の割合で抽出して、背面を掘起し、コンクリート及び礫の使用量等について検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	数量の±5% (掘起した寸法によることができる。)		合格しないもの。	改造又は補修させる。		
品質検査	1 石積、コンクリートブロックの規格・品質	100m <sup>2</sup> 程度に1箇所の割合で抜き、規格品質について検査する。ただし、野面石の場合は必要に応じて実施する。	設計仕様のとおりと認められるもの。			合格しないもの。	改造又は補修させる。	コンクリートにより補完されている場合は、同質と認定してよい。	
	2 胴込、裏込コンクリート裏込礫の質	掘起し又は抜き検査と同時に観察又は、手ハンマー等により検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。			合格しないもの。	改造又は補修させる。		

工事区分	検査種別	事項	検査方法			許容限度		合格判定	不合格後措置	備考
			判定	定許	容	限	度			
積(張)石構造物(コンクリートブロック土留工を含む)	その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているもの。				合格しないもの。	指示のとおり措置させる。	
		2 施工状況	任意の箇所を抽出して、積み方、合端、天端の仕上状況、跡片付けの状況その他の施工技術について検査する。	良好と認められるもの。				不良のもの。	改造又は、修補させる。	
水路工及び暗渠工等	形量検査	出来形寸法	全数量について、設計図寸法の20%以上を抽出し、長さ、幅、深さ等を検査する。	許容限度以内のもの。(許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	長さ (1)全長 (計測区間長の累計) (2)区間長 幅 深さ	-20cm -5cm -10cm -5cm	合格しないもの。	改造又は修補させる。		
		品質検査	1 張石、コンクリートブロック、U字側溝等の規格・品質	100m2程度に1箇所の割合で抽出して抜石し、規格、品質について検査する。ただし、野面石の場合は、必要に応じて実施する。また、U字側溝等二次製品については、証拠図書等により検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	コンクリートにより補完されている場合は同質と認定してよい。
	2 胴込、裏込コンクリート裏込の質	掘起し又は抜石検査と同時に観察又は、手ハンマー等により検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。				合格しないもの。	改造又は修補させる。		
	その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているものであるもの。				合格しないもの。	指示のとおり措置させる。	
		2 施工状況	任意の箇所を抽出して、合端、天端の仕上状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの				不良なもの。	改造又は修補させる。	
	鉄線籠等構造物(ふとん籠、大型ふとん籠、じゃかご等)	計画検査	位置及び計画高	(1)基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。 (2) 構造物の軸方向が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。(許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位 軸方位	±10cm ±10cm ±1° ±1°	合格しないもの。	改造させる。	土留工は必要に応じて実施する。
形量検査			1 高さ	変化点ごとの高さ、その他の部分は、高さの変化する設計寸法線のおおむね10%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。(許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	高さ 最小許容値 最大許容値	L/50 -10cm -20cm	合格しないもの。	改造させる。	
		2 長さ	天端は変化点ごとの中心線の長さ、その他の部分は、長さの変化する設計寸法線のおおむね10%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。(許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	長さ 最小許容値 最大許容値	L/50 -10cm -30cm	合格しないもの。	改造させる。		
		3 幅(厚さ)	各段数の施工延長10mごと程度の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。(許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	幅(厚さ)	-5cm	合格しないもの。	改造させる。		
4 明視できない部分の出来形寸法		(1) 証拠図書、写真等によって検査する。 (3) 必要に応じて掘起し等を行い、根入れ状況を検査する。	許容限度以内のもの。(許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。				

工事区分	検査項目		検査方法				許容限度		判定		合格後措置	備考
	種類	別	方	法	判	定	許	容	限	度		
鉄線籠等構造物(ふとん籠、大型ふとん籠、じゃかご等)	品質検査	かご、詰石の規格、品質	各部分の任意点を抽出して実測検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。					合格しないもの。	改造又は修補させる。		
		その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているもの。				合格しないもの。	指示のとおり措置させる。		
		2 施工状況	任意の箇所を抽出して、鉄線の緊結状況、詰石の充填状況、杭間隔、間詰の施工状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。				不良のもの。	改造又は修補させる。			
木製構造物(谷止、土留工等)	計画検査	位置及び計画高	基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位	±10cm ±10cm ±1°	合格しないもの。	改造させる。	土留工は必要に応じて実施する。			
		形量検査	1 高さ	変化点ごとの高さ、その他の部分は、高さの変化する設計寸法線のおおむね10%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	高さ	-10cm	合格しないもの。	改造させる。			
			2 長さ	天端は変化点ごとの中心線の長さ、その他の部分は、長さの変化する設計寸法線のおおむね10%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	長さ 最小許容値 最大許容値	L/50 -10cm -40cm	合格しないもの。	改造させる。			
			3 幅(厚さ)	各段数の施工延長10mごと程度箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	幅(厚さ)	-5cm	合格しないもの。	改造させる。			
			4 法勾配	各部分の任意点を抽出して、正規法面を基準に実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	法勾配	±0.5分	合格しないもの。	改造させる。			
			5 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書、写真等によって検査する。 (3) 必要に応じて掘起し等を行い根入れ状況を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。				
		品質検査	材料の規格、品質	各部分の任意点を抽出して実測検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。				合格しないもの。	改造又は修補させる。		
		その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているもの。				合格しないもの。	指示のとおり措置させる。		
2 施工状況	任意の箇所を抽出して、鉄線の緊結状況またはかすがい等の打込状況、中詰材料の充填状況、間詰の施工状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。		良好と認められるもの。				不良のもの。	改造又は修補させる。				

工事区分	検査種別	事項	検査方法			許容限度			判定	事後措置	備考
			許容限度以内のもの。	許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	長さ 最小許容値 最大許容値 幅 (枚数による計測の場合)	L/50 -10cm -40cm -5cm -1%	合格しないもの。				
植生袋筋工等(土のう、丸太、芝等)	形量検査	出来形数量	出来高筋数を勘案し、全数量のおおむね5%以上を抽出して数量を検査する。	許容限度以内のもの。	長さ 最小許容値 最大許容値 幅 (枚数による計測の場合)	L/50 -10cm -40cm -5cm -1%	合格しないもの。	修補させる。			
	品質検査	材料等	各部分の任意点を抽出して実測検査する。 植生によるものは、発芽状況、生育状況について、その他は、各部分の任意点を抽出して検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。			不良のもの。	修補させる。			
	その他の検査	材料採取及び施工状況	現地採取の跡地の状況、階段の切付状況、筋工相互間及び地山との密着状況、鉄線の緊結状況、杭打込み状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	修補させる。			
植生等の工種(伏工、吹付工等)	形量検査	1 施工面積	設計図書及び測量帳票等を基準にして、施工面積の概ね10%以上についての測線を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。	法 長 SL<5m SL≥5m (面積管理の場合)	-20cm -4% -2%	合格しないもの。	修補させる。			
		2 厚さ	吹付工の吹付厚は500m <sup>2</sup> に3箇所割合で実測検査する。	許容限度以内のもの。	厚さ t<5cm t≥5cm	-1cm -2cm	合格しないもの。	修補させる。			
	品質検査	1 材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等により検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。				合格しないもの。	修補させる。		
		2 外見	発芽状況及び生育状況を検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。				合格しないもの。	修補させる。		
	その他の検査	施工状況	法面の整理、金網又はネットの張付、アンカーの打込、端部処理(法肩、法尻)、仕上げ等の各状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。				不良のもの。	修補させる。		
法砕工	形量検査	1 施工面積	設計図書及び測量帳票等を基準にして、施工面積の概ね20%以上について測線を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。	法 長 L<10m L≥10cm	-10cm -20cm	合格しないもの。	修補させる。			
		2 出来形寸法	砕の幅、高さ、吹付砕中心間隔については、各部分の任意点を抽出して実測検査する。吹付厚は200m <sup>2</sup> に1箇所割合で実測検査する。	許容限度以内のもの。	幅 高さ 砕間隔 厚さ t<5cm t≥5cm	-3cm -3cm ±10cm -1cm -2cm	合格しないもの。	修補させる。	吹付面に凸凹が著しい場合は最小吹付厚は設計厚の50%以上、測定した設計厚の平均値は設計厚以上とする。		
	品質検査	1 材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等により検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。				合格しないもの。	修補させる。		
		2 外見	クラック、エフロレンス、凍結、打継目等について検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。	目的達成上支障がないと認められるもの。あらかじめ補完されているもの。			合格しないもの。	修補させる。		
	その他の検査	施工状況	法面の整理、金網又はネットの張付、アンカーの打込、端部処理(法肩、法尻)、仕上げ等の各状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。				不良のもの。	修補させる。		
吹付工(コンクリート、モルタル(特殊含む)等)	形量検査	1 施工面積	設計図書及び測量帳票等を基準にして、施工面積の概ね20%以上について測線を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。	法 長 SL<3m SL≥3m	-5cm -10cm	合格しないもの。	修補させる。	吹付面に凸凹が著しい場合は最小吹付厚は設計厚の50%以上、測定した設計厚の平均値は設計厚以上とする。		
		2 厚さ	吹付工の吹付厚は500m <sup>2</sup> に3箇所割合で実測検査する。	許容限度以内のもの。	厚さ t<5cm t≥5cm	-1cm -2cm	合格しないもの。	修補させる。			
	品質検査	1 材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等により検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。				合格しないもの。	修補させる。		

工事区分	検査項目		検査内容				合格判定		不合格後措置	備考
	種別	事項	方法	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度			
吹付工(コンクリート、モルタル(特殊含む)等)	品質検査	2 外見	クラック、エフロレンス、凍結、打継目等について検査する。植生を併用している場合は、発芽状況及び生育状況を検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。	目的達成上支障がないと認められるもの。あらかじめ補完されているもの。			合格しないもの。	修補させる。	
	その他の検査	施工状況	法面の整理、金網又はネットの張付、アンカーの打込、端部処理(法肩、法尻)、仕上げ等の各状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。				不良のもの。	修補させる。	
落石防止柵工、なだれ防止柵工	計画検査	位置及び計画高	(1)基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。 (2) 構造物の軸方向が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位 軸方位	±5cm ±10cm ±1° ±1°		合格しないもの。	改造させる。	
	形量検査	1 高さ	基準標(B.M)から、施工延長10mごと又は、高さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	高さ	±5cm		合格しないもの。	改造させる。	コンクリート基礎については「その他コンクリート構造物」による。
	形量検査	2 長さ	長さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	長さ 最小許容量 最大許容量	L/300 -5cm -10cm		合格しないもの。	改造させる。	
	品質検査	材 料	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの、又はそれと同等以上のもの。					合格しないもの。	改造又は修補させる。
その他の検査	施工状況	任意の箇所を抽出して、連結ボルトの締付け状況、緩衝材の設置状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。					不良のもの。	改造又は、修補させる。	
航空実播工	形量検査	1 施工面積	(1)実測可能な場合は、設計図書及び測量帳票等を基準にして、測線の20%以上を抽出して実測検査する。 (2)測線の実測検査が困難なものは、間接的方法で面積を検査する。	許容限度以内のもの。	長さ	±20cm		合格しないもの。	改造又は修補させる。	
	品質検査	1 材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等により検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。				合格しないもの。	改造又は修補させる。	(1)発芽状況は、発芽試験の結果も参考にする。
	品質検査	2 実播状況	(1)実測可能な場合は、実播状況を次の標準値程度(10cm*10cm)を抽出し、実播量、種別、均一性、発芽状況、生育状況等について検査する。 施工面積 1ha未満 5箇所以上 1~5ha 7 " " 5ha以上 10 " " (2)実測検査が困難なものについては、証拠図書等により検査する。	設計図書等で定める発生期待本数以上のもの。				合格しないもの。	修補させる。	(2)施肥工(追肥工)については、施工地付近の木本と比較し、生育状況及び施肥効果等を判定する。
	その他の検査	施工状況	山腹斜面の散布後の仕上げ等の状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。				不良のもの。	修補させる。	
植栽工	形量検査	出来形数量	筋の出来形数を勘案し、残数量のおおむね5%以上の数量または、施工面積のおおむね5%以上の標準地を抽出して植栽本数を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	数量	-5%		合格しないもの。	修補させる。	(1)標準地面積は1箇所当たりおおむね100m2の方形又は円形とする。 (2)仮植中の枯損苗木も確認する。

工事区分	検査種別	事項	検査方法	判定	許容限度	不合格判定	事後措置	備考	
植栽工	品質検査	1 材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等により検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	修補させる。	
		2 外見	発芽状況及び生育状況を検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。			合格しないもの。	修補させる。	
	その他の検査	苗木の間隔及び配列状況、植穴の径及び深さ、苗木と基肥との間隔、植付け後の踏み固め状況その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	修補させる。		
集排水ホーリング工	計画検査	1 位置及び計画高	基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位	±10cm ±10cm ±1°	合格しないもの。	改造させる。	
		2 穿孔方向及び傾斜角	全孔数の20%以上を抽出して、穿孔方向及び傾斜角を実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	方向 傾斜角	±1° ±1°	合格しないもの。	改造させる。	方向はポケットコンパス、傾斜角はスランツールを用いて検査して良い。
	形量検査	掘進長さ	全孔数の20%以上を抽出して、掘進長さを実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	設計値以上		合格しないもの。	改造させる。	長さはサッカーロットを用いて検査して良い。
	品質検査	材 料	(1)挿入管の規格を末端で実測検査する。 (2)その他の使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	
	その他の検査	施工状況	管の取付状況、集排水の状況、跡片付けの状況その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	改造又は修補させる。	
集水井工 (ライナープレート、鉄筋コンクリートを含む)	計画検査	位置及び計画高	基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位	±5cm ±10cm ±1°	合格しないもの。	改造させる。	
		形量検査	1 高さ	基準標(B.M)から、中心点を通る直線の延長上で、相対する天端4点以上を実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	高  高さ	±5cm	合格しないもの。	改造させる。
	形量検査	2 偏心量	構造物の中心点を、杭頭と底面の差について実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	偏心量	±15cm	合格しないもの。	改造させる。	
	形量検査	3 巻立て	井戸口元の固定コンクリート、底張コンクリート等について実測検査する。	許容限度以内のもの。	幅 厚さ	-5cm -3cm	合格しないもの。	改造させる。	

工事区分	検査種別	事項	検査判定許容限度				不合格判定	事後措置	備考
			方法	許容限度	許容限度	許容限度			
集水井工 (ライナープレート、鉄筋コンクリートを含む)	形量検査	4 出来形寸法	出来形寸法が設計どおりであるか否かについて、設計図示法線の20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	長さ	±10cm	合格しないもの。	改造させる。	
		5 明視出来ない部分の出来形寸法	(1)証拠図書、写真等によって検査する。 (2)必要に応じて、掘起し等により状況を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	その他は前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。		
	品質検査	材 料	使用材料の規格、品質について、証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	
	その他の検査	施工状況	部材の取付間隔、段違い、集排水孔の位置、各部材の締付け状況、基礎の突固め状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	
排水トンネル工	計画検査	位置及び計画高	基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位	±10cm ±10cm ±1°	合格しないもの。	改造させる。	
		形量検査	1 出来形寸法	(1)施工延長100m以内は3箇所、500m以内は4箇所、1,000m以内は5箇所、1,000m以上は200m毎に1箇所以上実測検査する。 (2)集水ボーリング、覆工、インバート、坑口付等については該当する検査項目に準じて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	方 向 勾 配 区 間 長 高 さ 幅	±1° ±1° ±10cm ±5cm ±5cm	合格しないもの。	修補させる。
	品質検査	材 料	使用材料の規格、品質について、証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	
	その他の検査	施工状況	集排水状況、支保工建込状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	
	計画検査	2 明視できない部分の出来形寸法	(1)証拠図書、写真等によって検査する。 (2)必要に応じて掘起し等を行い根入れ状況を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。		
アンカー工	計画検査	1 位置及び計画高	集排水ボーリング工に準ずる。		集排水ボーリング工に準ずる。		合格しないもの。	改造させる。	
		2 穿孔方向及び傾斜角	集排水ボーリング工に準ずる。		集排水ボーリング工に準ずる。		合格しないもの。	改造させる。	
	形量検査	1 掘進長さ	集排水ボーリング工に準ずる。		集排水ボーリング工に準ずる。		合格しないもの。	改造させる。	
		2 配置誤差	アンカー中心点の、計画と施工の差について実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	偏心量	10cm以内	合格しないもの。	改造させる。	

工事区分	検査種別	事項	検査方法	判定	許容限度	判定	不合格後措置	備考
アンカー工	形量検査	3 明視できない部分の出来形寸法	確認試験、アンカー一体等を証拠図書、写真等によって検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。	
	品質検査	材 料	使用材料の規格、品質について、証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。
	その他の検査	施工状況	受圧板設置状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。
杭 工	計画検査	配列方向及び間隔	基準標(B.M)から、杭の配列方向、間隔が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	間 隔 配列方向	±10cm ±1°	合格しないもの。	改造させる。  方位はポケットコンパスを用いて検査して良い。
	形量検査	1 計画高	基準標(B.M)から、杭頭が設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	高 さ	±5cm	合格しないもの。	改造させる。
		2 偏心量	杭等中心点の、計画と施工の差について実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	偏心量	D/4以内かつ 10cm以内	合格しないもの。	改造させる。  Dは設計杭径
		3 明視出来ない部分の出来形寸法	(1)杭頭を鉄棒等で打診し検査する。 (2)証拠図書、写真等によって検査する。 (3)必要に応じて掘起し等を行い、打込み状況を検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。			合格しないもの。	改造させる。
	品質検査	材 料	使用材料の規格、品質について、証拠書類等によって検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。
	その他の検査	施工状況	杭の通り、埋戻し整地、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。
ブロック工	計画検査	位置及び計画高	基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 層積 乱積 距離 方位	±30cm ±t/2 ±10cm ±1°	合格しないもの。	改造させる。
	形量検査	1 高さ	基準標(B.M)から、施工延長50mごと又は、高さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	高 さ 層積 乱積	±30cm ±t/2	合格しないもの。	改造させる。
		2 長さ	長さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	長 さ 層積 乱積	長 さ -20cm -t/2	合格しないもの。	改造させる。

工事区分	検査項目		検査方法		許容限度		判定		事後措置	備考
	種類	別	方	法	容	限	判	定		
ブロック工	形量検査	3 幅(厚さ)	ブロック40個に1箇所以上、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	幅 層積 乱積 厚さ	-2cm -t/2 -2cm	合格しないもの。	改造させる。		
		4 明視出来ない部分の出来形寸法	証拠図書、写真等によって検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。			合格しないもの。	改造させる。		
	品質検査	材料	使用材料の規格、品質について、証拠書類等によって検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のも			合格しないもの。	改造又は修補させる。		
	その他の検査	施工状況	ブロックの据付け状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。		
排土工	計画検査	位置及び計画高	基準標(B.M)から、位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位	±10cm ±10cm ±1°	合格しないもの。	改造させる。		
	形量検査	出来形数量	法長、階段幅、法勾配、断面間隔について、高さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	法長 SL<5m SL≥5m 階段幅 勾配 断面間隔	-20cm -4% ±5cm ±0.5分 ±4%	合格しないもの。	修補させる。		
残土処理工	計画検査	位置及び計画高	基準標(B.M)から、位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位	±10cm ±10cm ±1°	合格しないもの。	改造させる。		
	形量検査	出来形数量	法長、階段幅、法勾配、断面間隔について、高さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	法長 SL<5m SL≥5m 階段幅 勾配 断面間隔	-20cm -4% ±5cm ±0.5分 ±4%	合格しないもの。	修補させる。		
歩道	形量検査	延長、幅員	全施工延長の10%以上の箇所を抽出し実測検査する。  幅員は、延長50m毎に実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	延長  幅員	設計値以上  設計値以上	合格しないもの。	改造又は修補させる。		
	その他の検査	施工状況	掘削面や路面の整地状況、不安定な転石等の処理、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。		
その他の工種	形量検査	出来形寸法	各工種におおむね5%以上の箇所(数量)を抽出して、出来形を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	類似工種に準ずる。		合格しないもの。	改造又は修補させる。		
	品質検査	材料の規格及び品質等	任意に抽出して、規格品質等について検査する。緑化材料については、発芽状況、生育状況等について検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。		
	その他の検査	施工状況	任意の箇所を抽出して、施工状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。		

(別表-2)

## ○ シュミットテストハンマーによる試験方法(N型、NR型)

### 1 硬度測定

- (1) 測定面は、型枠に接した面で、1リフトの中心(上下方向)付近とし、質が均一でモルタルで覆われた平滑な平面部を測定する。
- (2) 測定面内にある豆板、空泡、露出している骨材などの部分は避けて行う。
- (3) 測定面にあるわずかの凹凸や、付着物は、砥石で丁寧に平滑に磨いて取除き、粉末その他の付着物をふき取ってから測定する。
- (4) 打撃方向は、常に測定面に対して直角に行う。
- (5) 測定数は、20点とし、互いに3cm以上間隔の格子を画きその交点を測定する。測定値の平均をその箇所の硬度Rとする。ただし、明らかに異常と認められる値又は、その偏差が平均値の約20%以上になる値があれば、それを捨てこれに代わるものを補ってから平均値を求める。

### 2 強度判定

- (1) 基準硬度  $R_0$ から標準円柱体圧縮強度Fを推定する式は次を用いる。  

$$F = (-184 + 13 * R_0) * 0.0980665 \text{ (N/mm}^2\text{)}$$
- (2) 基準硬度  $R_0$ は、反発硬度Rに傾斜角に対する補正值  $\Delta R$ を加えたものとする。  

$$R_0 = R + \Delta R$$

補正值  $\Delta R$

反発度R 傾斜角	10	20	30	40	50
-45°	+3.3	+3.1	+2.8	+2.5	+2.0
-90°	+4.5	+4.2	+3.9	+3.5	+2.9

### 3 反発度と表面強度表

(N/mm<sup>2</sup>)

反発度 R	±0° 	-45° 	-90° 	反発度 R	±0° 	-45° 	-90° 
12	-	1.4	2.9	30	20.2	23.8	25.2
13	-	2.7	4.2	31	21.5	25.0	26.4
14	-	3.9	5.4	32	22.8	26.2	27.6
15	1.1	5.2	6.6	33	24.0	27.5	28.8
16	2.4	6.4	7.9	34	25.3	28.7	30.1
17	3.6	7.7	9.1	35	26.6	30.0	31.3
18	4.9	8.9	10.3	36	27.9	31.2	32.5
19	6.2	10.2	11.6	37	29.1	32.4	33.7
※ 20	7.5	11.4	12.8	38	30.4	33.7	35.0
21	8.7	12.6	14.0	39	31.7	34.9	36.2
22	10.0	13.9	15.3	40	33.0	36.1	37.4
23	11.3	15.1	16.5	41	34.2	37.3	38.6
24	12.6	16.4	17.8	42	35.5	38.6	39.8
25	13.8	17.6	19.0	43	36.8	39.8	41.0
26	15.1	18.8	20.2	44	38.0	41.0	42.2
27	16.4	20.1	21.5	45	39.3	42.2	43.4
28	17.7	21.3	22.7				
29	18.9	22.5	23.9				

- (注) (1) 打撃方向が水平でない場合(−45°、−90°)は補正值ΔRを加味した圧縮強度であ  
 (2) 天端=−90°、放水路天端=−45°、上下流面=±0°を適用する。  
 ※ R=20、−90°の場合の計算は、  

$$F=(-184+13*(20+4.2)*0.0980665)=12.8\text{N/mm}^2$$
  
 (3) 水中養生を持続したコンクリートを乾かさず測定したとき又は、降雨直後の時は「ΔR+5」とする。  
 ※ R20、−90°のときΔRは、4.2+5=9.2となり計算は、  

$$F=(-184+13*(20+9.2)*0.0980665)=19.2\text{N/mm}^2$$
  
 (4) 反発度Rは小数第1位以下四捨五入単位止とする。  
 (5) 圧縮強度は、小数第2位以下四捨五入1位止とする。

#### 4 28日強度換算表(シュミットテストハンマー)

材令	指数	係数	材令	指数	係数
7日	48	2.0833	27日	98	1.0204
8	54	1.8519	28	100	1.0000
9	58	1.7241	29	101	1.0000
10	62	1.6129	30	102	1.0000
11	65	1.5385	31	102.7	1.0000
12	69	1.4493	32	103.4	1.0000
13	72	1.3889	33	104.1	1.0000
14	75	1.3333	34	104.8	1.0000
15	78	1.2821	35	105.5	1.0000
16	80	1.2500	36	106.2	1.0000
17	82	1.2195	37	106.9	1.0000
18	84	1.1905	38	107.6	1.0000
19	86	1.1628	39	108.3	1.0000
20	88	1.1364	40	109	1.0000
21	90	1.1111	50	115	1.0000
22	92	1.0870	60	118	1.0000
23	94	1.0638	70	120	1.0000
24	95	1.0526	80	123	1.0000
25	96	1.0417	90	124	1.0000
26	97	1.0309	100	125	1.0000

- (注) (1) 材令に見合う係数を測定値に乗じて圧縮強度を算出する。  
 (2) 材令100日以上は100日の係数を用いる。  
 (3) 28日換算圧縮強度は小数第2位以下四捨五入1位止とする。

(別表-3)

## ○ 圧縮強度試験方法

### 1 標準供試体の断面積

#### (1) 測定方法

- a 0.25mmまで計測する。
- b 中央で2方向を計測し、平均値をとる。

#### (2) 圧縮試験の要点

- a 荷重速度は、1秒間に0.2~0.3N/mm<sup>2</sup>とする。
- b 直接荷重する

#### (3) 測定面にあるわずかの凹凸や、付着物は、砥石で丁寧に平滑に磨いて取除き、粉末その他の付着物をふき取ってから測定する。

### 2 標準供試体の直径と断面積

(φ15\*30cm)

直径 cm	断面積 cm <sup>2</sup>						
14.850	173.2	14.930	175.1	15.010	177.0	15.090	178.8
3	173.3	3	175.1	3	177.0	3	178.9
5	173.3	5	175.2	5	177.1	5	179.0
8	173.4	8	175.3	8	177.1	8	179.0
14.860	173.4	14.940	175.3	15.020	177.2	15.100	179.1
3	173.5	3	175.4	3	177.3	3	179.1
5	173.5	5	175.4	5	177.3	5	179.2
8	173.6	8	175.5	8	177.4	8	179.3
14.870	173.7	14.950	175.5	15.030	177.4	15.110	179.3
3	173.7	3	175.6	3	177.5	3	179.4
5	173.8	5	175.7	5	177.5	5	179.4
8	173.9	8	175.7	8	177.6	8	179.5
14.880	173.9	14.960	175.8	15.040	177.7	15.120	179.6
3	174.0	3	175.8	3	177.7	3	179.6
5	174.0	5	175.9	5	177.8	5	179.7
8	174.1	8	176.0	8	177.8	8	179.7
14.890	174.1	14.970	176.0	15.050	177.9	15.130	179.8
3	174.2	3	176.1	3	178.0	3	179.9
5	174.2	5	176.1	5	178.0	5	179.9
8	174.3	8	176.2	8	178.1	8	180.0
14.900	174.4	14.980	176.2	15.060	178.1	15.140	180.0
3	174.4	3	176.3	3	178.2	3	180.1
5	174.5	5	176.4	5	178.2	5	180.1
8	174.6	8	176.4	8	178.3	8	180.2
14.910	174.6	14.990	176.5	15.070	178.4		
3	174.7	3	176.5	3	178.4		
5	174.7	5	176.6	5	178.5		
8	174.8	8	176.7	8	178.6		
14.920	174.8	15.000	176.7	15.080	178.6		
3	174.9	3	176.8	3	178.7		
5	175.0	5	176.8	5	178.7		
8	175.0	8	176.9	8	178.8		

### 3 コンクリート圧縮強度表

測定値				材令別、養生温度別σ28、推定係数			
破壊荷重 (t)	圧縮強度 (N/mm <sup>2</sup> )	破壊荷重 (t)	圧縮強度 (N/mm <sup>2</sup> )	材令 (日)	10℃ 未満	10℃以上 20℃未満	20℃ 以上
7	3.88	29	16.09	7	2.35	1.98	1.62
8	4.44	30	16.65	8	2.16	1.84	1.53
9	4.99	31	17.20	9	2.02	1.74	1.46
10	5.55	32	17.76	10	1.91	1.65	1.4
11	6.10	33	18.31	11	1.82	1.57	1.35
12	6.66	34	18.87	12	1.74	1.53	1.31
13	7.21	35	19.42	13	1.68	1.48	1.27
14	7.77	36	19.98	14	1.62	1.43	1.24
15	8.32	37	20.53	15	1.57	1.4	1.21
16	8.88	38	21.09	16	1.53	1.36	1.18
17	9.43	39	21.64	17	1.49	1.33	1.16
18	9.99	40	22.20	18	1.46	1.31	1.14
19	10.54	41	22.75	19	1.43	1.28	1.12
20	11.10	42	23.31	20	1.4	1.26	1.1
21	11.65	43	23.86	21	1.37	1.24	1.09
22	12.21	44	24.42	22	1.35	1.22	1.07
23	12.76	45	24.97	23	1.33	1.2	1.06
24	13.32	46	25.53	24	1.31	1.18	1.04
25	13.87	47	26.08	25	1.29	1.17	1.03
26	14.43	48	26.64	26	1.27	1.15	1.02
27	14.98	49	27.19	27	1.25	1.14	1.01
28	15.54	50	27.75	28	1.24	1.13	1

- (注) (1) 本表は、標準供試体の破壊荷重を圧縮強度に換算し、コンクリートの材令別、養生温度別の係数を乗じてσ28強度を推定する場合に使用する。
- (2) 圧縮強度は、 $\pi/4 \times 15.0 \times 176.715 \text{mm}^2$   
 $1,000 / 176.715 \times 0.0980665 = 0.55494$  で求められる
- (3) 破壊荷重が中間数値の場合は補間法によって定める。
- (4) 養生温度は、供試体を作成してから、強度試験を実施するまでの平均養生温度(水温)とする。
- (5) 材令は、供試体を製作してから、強度試験を実施するまでの経過満日数とする。
- (6) 計測例
- a 破壊荷重 15ton、材令 7日、養生中の平均水温 12℃の場合  
 $\sigma_{28} = 8.32 \text{N/mm}^2 \times 1.98 = 16.47 \div 16.5 \text{N/mm}^2$
- b 破壊荷重 26ton、材令 19日、養生中の平均水温 22℃の場合  
 $\sigma_{28} = 14.43 \text{N/mm}^2 \times 1.12 = 16.16 \div 16.2 \text{N/mm}^2$
- c 破壊検査 13ton、材令 8日、養生中の平均水温 6℃の場合  
 $\sigma_{28} = 7.21 \text{N/mm}^2 \times 2.16 = 15.57 \div 15.6 \text{N/mm}^2$

(別表-4)

## ○ 圧縮強度検査方法

### 1 合格判定の条件

次の二つの条件を同時に満足しなければならない。

- (1) いずれの1回の強度も設計基準強度の70%以上であること。
- (2) 設計基準強度を下まわる確率が1/6以下であること。

### 2 合格判定

- (1) いずれの1回の試験の平均値 ( $\sigma 28, \bar{\chi} = (\chi_1 + \chi_2 + \chi_3) / 3$ ) が設計基準の70%以上である場合を合格とする。

$$\bar{\chi} > 0.7 \sigma_{ck} \text{ (N/mm}^2\text{)}$$

- (2) 引き続き行ったN回の試験の平均値 ( $\sigma 28, \bar{\chi} = \sum \bar{\chi} / N$ ) を設計基準強度 ( $\sigma_{ck}$ ) で除して求めた値が、合格判定係数式により求めた値 (k) 以上である場合を合格とする。

$$k > (k) \quad k = \bar{\chi} / \sigma_{ck}$$

- (3) 合格判定係数(k)は次式を用いて計算する。

$$(k) = (1 - 1.282(C.V./100\sqrt{N})) / (1 - (C.V./100))$$

※小数第3位四捨五入2位止めとする。

C.V: 変動係数

N: 試験回数